

第1次世界大戦期ドイツの戦傷者・軍人遺族扶助(1)

加来, 祥男

<https://doi.org/10.15017/1071>

出版情報：経済學研究. 69 (1/2), pp.1-26, 2003-01-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

第1次世界大戦期ドイツの戦傷者・軍人遺族扶助(1)

加 来 祥 男

はじめに

I 戦傷者扶助

- (1) 軍人年金の規定
- (2) 戦傷者扶助の組織と財源
 - (a) 戦傷者扶助組織の形成
 - (b) 戦傷者扶助の財源
- (3) 職業指導・職業訓練・職業紹介
 - (a) 職業指導・職業訓練
 - (b) 戦傷者の雇用促進・職業紹介
- (4) 戦傷者の就業状況 (以上, 本号)

II 軍人遺族扶助

III 内地植民

おわりに — 展望 —

はじめに

1913年時点でのドイツの人口は6700万人、15-59歳の男子人口は1600万人であり、第1次世界大戦によって18年11月までに兵力として1320万人が動員された。そのうち、軍人の戦死者数は180万人、戦傷者数は430万人、そして捕虜になったのが100万人であった¹⁾。この数字は、大戦による人的被害がいかに大きかったのかを物語るであろう。本稿では、こうした膨大な数の戦傷者および戦死者遺族に対してどのような扶助がなされたのかをみることにしよう²⁾。

1) F.-W. Henning, *Das industrialisierte Deutschland 1914 bis 1992*, 9. Aufl., Paderborn/München/Wien/Zürich 1997, S. 14, 34 (F.-W.ヘニング『現代ドイツ社会経済史』, 柴田英樹訳, 学文社, 1999年, 4, 23ページ); D.Cohen, *The War Come Home. Disabled Veterans in Britain and Germany, 1914-1939*, Berkely/Los Angeles/London, 2001, p. 193. これらはいずれも概数であり, 相互に若干の齟齬がみられるけれども, 人的被害の大きさを示すという点では異なるところがない。

2) 第1次世界大戦による戦傷者数が未曾有のものとなり, それに対する扶助もそれまでにはみられなかった規模にならざるを得ないという認識は, 既に大戦中から広くみられた。例えば, 戦傷者扶助の意義を論じたドイマーは1915年に, 「扶助の問題が現在のような規模と緊急性で一般の意識にのぼったことはかつてなかった。現在必要なことは, あたかも何事もおこっていないかのように, 世界戦争が破滅的な痕跡を何ら残すことがなかったかのように, 生業を制限された数千の人々が再び一般の経済・生業生活ができるようにすることである」と書いている。

R. Deumer, *Die Bedeutung der Kriegsinvalidenfürsorge*, in: *Zeitschrift für das Armenwesen*, 16. Jg., Heft 12, Dezember 1915, S. 334. また, リーゼは, 1916年に出版された著書のなかで, 「実のところ, 以前の扶助は今日のそれと比較することができない。1870/71年の戦争後にもなお, 負傷した兵士に手回しオルガンを準備すれば, すべての義務から解放されると考えられていた」と述べている。W. Liese, *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge*, Paderborn 1916, S. 5-6. ライン州の高級官吏で, 戦傷者扶助の専門家であったホリオンが1915年後半に行った講演のなかでも, 同じ趣旨の指摘がみられる。Dr. Horin, *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge*, in: *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge. Vorträge gehalten auf der 4. Tagung des Vereins für Kommunalwirtschaft und Kommunalpolitik (=Verein für Kommunalwirtschaft und Kommunalpolitik E.V., Vereinsschriften hrsg. v. Generalsekretär Erwin Stein, Heft 5)*, Berlin-Friedenau, 1916 (以下では Dr. Horin, *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge-Vortrag* として引用する), S. 5.

I 戦傷者扶助

「戦傷者」Kriegsbeschädigte³⁾に対する扶助は、そうした人々の傷病を治療し、その生活をどう維持していくのかという、さしあたっての問題の他に、多くの成人男子が召集された後の労働力をどのように確保するのかという点からも、また、祖国のために戦った兵士に対する道義的な責任⁴⁾、あるいは士気を阻喪させないという点からも、重要であった。多岐にわたる戦傷者扶助の取り組みを大別すれば、傷病の治療、軍人年金の支給、職業指導・職業教育・職業紹介、そして、戦傷者と軍人遺族を対象とする内地植民に整理される⁵⁾。これらは、活動

内容だけでなく制度や組織の面でも相互に異なっていたが、ここでは、軍当局の管轄で行われた戦傷者治療を考察の対象からはずし、内地植民については別に扱うことにして、残る2つの領域を中心にみていくことにする。ただ、職業指導・職業教育・職業紹介の場合には、それを行う組織自体が戦争の展開とともに始めて形成・整備されていったから、活動の実態をみるまえに、そうした組織のあり方を確認しておかねばならない。

(1) 軍人年金の規定⁶⁾

戦争で負傷した軍人に対する補償は、古くは恩恵的な性格をもっていたといわれるが⁷⁾、ドイツ帝国成立後の1871年6月に成立した「ライヒ陸軍・帝国海軍の軍人の年金と援護および軍人遺族の認定に関する法律」Gesetz, betreffend die Pensionierung und Versorgung der Militärpersonen des Reichsheeres und der Kaiserlichen Marine sowie die Bewilligung für die Hinterbliebenen solcher Personen. Vom 27. Juni 1871は、服務年限、

3) 「戦傷者」という言葉については、以下の様な記述がある。「戦争が国民経済にとって有する意義は今日なお明らかではないが、それがもたらす結果の1つは、戦場における祖国のための死によって、働き盛りの10万人以上の男子が一撃で職業生活から奪い取られるということであろう。けれども、戦争で負った身体的な損傷のために、その労働能力や職業活動を多かれ少なかれ制限される人の数はもっと多いであろう。そうした人々のために「戦傷者」Kriegsbeschädigteという言葉が作り出された。」Dr. Horion, Die Übernahme der Fürsorge für Kriegsbeschädigte auf den Provinzialverband, in: *Preußisches Verwaltungs-Blatt*, Jg. 36, No. 26, 27. März 1915, S. 405. また、ヘルプストによれば、もともとは「戦争不具者」Kriegskrüppel や「戦争廢疾者」Kriegsinvaliden といった言葉が使われていたが、響きがよくより柔らかな「戦争負傷者」Kriegsverstümmelte bzw. -verletzte や「戦傷者」Kriegsbeschädigte といった用語に統一されていった。Dr. Herbst, Zur Frage der Kriegsbeschädigten-Fürsorge, in: *Zeitschrift für Socialwissenschaft*, Neue Folge, 6. Jg., 1915, S. 401. W. Liese, a. a. O., S. 5 にも同様の指摘がある。

4) 戦傷者や軍人遺族の扶助については、「道義的な感謝」der schuldige Dank とか「恩義」die Dankesschuld といった言葉が用いられる。例えば、Dr. Horion, Die Kriegsbeschädigtenfürsorge-Vortrag, S. 24; H. Simon, Besondere Aufgaben der Kriegshinterbliebenenfürsorge, in: *Berliner Fürsorge-Arbeit während des Krieges. Vorträge und Berichte aus dem Ausbildungs-Lehrgang der Zentrale für private Fürsorge E. V. Berlin*, Berlin 1916, S. 108; H. F. Ziegler, *Die Leistungen kriegsverletzter Industriearbeiter und Vorschläge zur Kriegsbeschädigtenfürsorge*, Düsseldorf 1919, S. V.

5) 「戦傷者扶助」の範囲をどうとるのかについては様々な考えがあったが、戦傷者の社会復帰をその中心におくという点は、ほぼ共通の理解であったように思われる。例えば、ホリオンは、「年金の認可はいかなる場合でも戦傷者扶助の問題ではなく、それは依然として国とその機関の問題です。戦傷者をできる限り治療することは基本的には軍部の管轄です。それに対して、戦傷者を再び生業可能とするために必要な社会的措置、即ち、職業指導、職業訓練、職業紹介が本来の戦傷者扶助の領域です。」と述べている。Dr. Horion, *Kriegsbeschädigtenfürsorge-Vortrag*, S. 10. また、W. Liese, a. a. O., S. 6-7 をも参照。たしかに、軍人年金について額の決定や支給は、後にみるように、法律に規定に従ってなされたのであり、その限りでは、それ以上の問題とはなりえなかった。しかし、これまた後にみるように、年金が生計を維持するのに十分でないことも多く、そうした場合には、制度の見直しが議論されたり、補助年金が設定されたり、他の扶助制度とのかかわりが問題となった。

公務傷病，位階を基準とする軍人年金に関する規定を与えた。その後いくつかの改正をへて，1906年5月31日には2つの法律，「将校年金法」*Gesetz über die Pensionierung der Offiziere einschließlich Sanitätsoffiziere des Reichsheeres, der Kaiserlichen Marine und der Kaiserlichen Schutztruppen. Vom 31. Mai 1906* (Offizierspensionsgesetz vom 31. Mai 1906) と「兵士援護法」*Gesetz über die Versorgung der Personen der Unterklassen des Reichsheeres, der Kaiserlichen Marine und der Kaiserlichen Schutztruppen. Vom 31. Mai 1906* (Mannschaftsversorgungsgesetz vom 31. Mai 1906) が成立し，後者については13年に年金額などの面で若干の手直しがなされた⁶⁾。

「将校年金法」第1条は，少なくとも10年間服役した後に現役軍務が不可能となって退役しなければならない場合，および，服役年限が10年未満であっても公務傷病 *eine Dienstbeschädigung* によって軍務に就くことが不可能になった場合（この場合には勤務能力がない限りにおいて）には，将校は年金の請求権を有することを規定した。ここでいう「公務傷病」は，「服役遂行によって，あるいは服役執行中の事故ないし兵役特有の状況によって引き起こされた健

康障害」を意味した（第5条）。年金額は，軍役最終時点での俸給を基準として，服役年限が10年以下の場合にはその20/60であり，10年を超える服役年限については1年ごとに1/60ずつ，45/60に達するまで増額された。但し，服役年限が30年を超えると1年あたりの増額は1/120となった（第6条）。しかし，年総収入が少尉の場合で1200マルク，中尉で1800マルク，大尉で2400マルクに達しない場合には，それらの額に達するまでの補助年金が認められうる，とされた（第7条）。この他に，手足，言語・聴能力，視力を失ったり，手足などの運動能力が損なわれた場合には年額900—1800マルクの障害手当が（第11条），戦争による公務傷病に基いて年金の権利が発生した場合には，位階によって年額720マルクまたは1200マルクの戦時手当が（第12条），また，戦時手当をうける年金受領者の年総収入が3000マルクに達しない場合には，56歳から（完全に生業能力が失われている場合にはそれ以前から），この額に達するまでの老齢手当が（第13条）支給される，と規定された。さらに，駐在中の気候の影響あるいは保護領における特別の危険によって年金受給資格を得た守備隊将校には，戦時手当と同額の熱帯手当が支給されることとされた。これらの

6) 軍人年金問題全般については，以下の文献を参照した。*Die Fürsorge für Kriegsbeschädigte*, in: *Reichs-Arbeitsblatt*, 8. Jg., Nr. 4, 27. April 1915 (以下では *Die Fürsorge für Kriegsbeschädigte-RABL 1915* と略す), S. 320-321; Dr. Herbst, *Die Fürsorge für die Kriegsbeschädigten*, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, 106. Bd. (III. Folge, 51. Bd.), 1916, S. 108-114; W. Liese, a. a. O., S. 12-15; R. Deumer, *Die regulären Versorgungsmaßnahmen in der Kriegsinvalidenfürsorgeorganisation*, in: *Zeitschrift für das Armenwesen*, 17. Jg., Heft 1/2, Januar/Februar 1916, S. 10-12; S. Kraus, *Die Organisation der Kriegsbeschädigtenfürsorge im Deutschen Reich*, in: S. Kraus (Hrsg.), *Kriegsbeschädigten-fürsorge*, Leipzig/Berlin 1917, S. 13-14.

7) Dr. Herbst, *Die Fürsorge für die Kriegsbeschädigten*, S. 108.

8) *Gesetz über die Pensionierung der Offiziere einschließlich Sanitätsoffiziere des Reichsheeres, der Kaiserlichen Marine und der Kaiserlichen Schutztruppen. Vom 31. Mai 1906*; *Gesetz über die Versorgung der Pensionen der Unterklassen des Reichsheeres, der Kaiserlichen Marine und der Kaiserlichen Schutztruppen. Vom 31. Mai 1906*, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1906, S. 565-592, 593-614; *Gesetz zur Ergänzung des Gesetzes über die Friedenspräsenzstärke des deutschen Heeres vom 27. März 1911/14. Juni 1912 und des Besoldungsgesetzes sowie zur Änderung des Gesetzes über die Versorgung der Personen der Unterklassen des Reichsheeres, der Kaiserlichen Marine und der Kaiserlichen Schutztruppen vom 31. Mai 1906* (des *Mannschaftsversorgungsgesetzes*). Vom 3. Juli 1913, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1913, S. 496-498.

2つの手当は同時には認められなかった(第66条)。

つづいて「兵士援護法」の規定をみよう。ドイツ陸海軍とアフリカ保護領守備隊の下士官・兵卒は、公務傷病によって生業能力が失われたり10%以上低下した場合には、年金(軍人年金)に対する請求権を有することとされた⁹⁾(第1, 49, 63条)。完全に生業不能となった場合の年金年額は、曹長で900マルク、軍曹720マルク、兵長600マルク、兵卒540マルクであり、生業能力の一部が損なわれた場合には、その程度に応じて一定割合額の年金が認められた(第9条)。これに加えて、手足を失ったり、失明、言語・運動能力を失ったりした場合には、月あたり27-54マルクの障害手当が(第13条)、戦争による公務傷病による生業能力の喪失や低下については月あたり15マルクの戦時手当が(第14条)が、また、戦時手当受給者の年収合計が600マルクに達しない場合には、不足分が56歳から(完全に生業能力が失われている場合にはそれ以前から)老齢手当として支給される(第26,

59条) こととされた。さらに、保護領における服務中に年金の資格を得た守備隊下士官・兵卒は、月あたり25マルクの熱帯手当に対する請求権を有することとされた(第67条)。

以上の規定が示すように、これらの2つの法律では、軍人戦傷者に対する年金が一定条件の下で権利として規定された。しかし、同じ軍人年金でも、将校と下士官・兵卒との間には大きな格差があった。第1次大戦期の軍人戦傷者には、うへの規定が適用されたが、下士官・兵卒の年金額は最高でも年額1300マルクから1400マルクであったといわれ¹⁰⁾、これは、戦前の不熟練労働者の平均賃金額に近いものであった。第1表は大戦期の軍人戦傷者年金の事例を示したものである。これによると、年金月額が100マルクを超えるのは1件しかなく、とくに障害手当が支給されない場合には、部分的な生業不能者に支給される年金額は概して低額であり、貧困者に対する在宅救済額と大差なかったことがわかる¹¹⁾。戦傷者年金で生計を立てていくことは困難な場合が少なくなかったのである。

それと部分的には重なり、部分的には並行して、軍人年金が専ら軍における位階を基準とし、戦傷者の動員以前の収入や家族状況を考慮していないことから生じる問題も¹²⁾、当時のドイツ社会では認識されており、戦傷者や軍人遺族の援護問題は1915年5月には帝国議会でとりあげられた。しかし、事態が流動的であるという理由から法律改正は戦争終了後に持ち越され、当面は付加年金によって対応されることになった。

9) 1871年の「ライヒ陸軍と帝国海軍軍人の年金と扶助、およびそれらの軍人遺族認定に関する法律」Gesetz, betreffend die Pensionierung und Versorgung der Militärpersonen des Reichsheers und der Kaiserlichen Marine, sowie die Bewilligungen für die Hinterbliebenen solcher Personen. Vom 27. Juni 1871の第58条では、公務傷病により、あるいは少なくとも8年間の勤続後に廃疾となった場合に年金の権利が生まれることを規定しているが、第61条ではその条件となる廃疾者die Invalidenが、陣中もしくは海上勤務には不適確だが駐屯地勤務は可能な「半廃疾」と、どの兵役にも不適確な「全廃疾」とに分けて規定されている。Reichs-Gesetzblatt, 1871, S. 275-302, besonders, S. 289-290. ヘルプストによれば、年金請求権の根拠が「勤務不能」Dienstunfähigkeitではなく「生業不能」Erwerbsunfähigkeitに求められたことは1906年法の進歩であった。Dr. Herbst, Kriegsbeschädigten-Fürsorge und Rentenfrage, in: Deutsche Juristen-Zeitung, 20. Hg., Nr. 21/22, 1. November 1915, Sp. 1093. なお, J. Nothaas, Die Kriegsbeschädigtenfürsorge unter besonderer Berücksichtigung Bayerns, Diss. München o. J., S. 15をも参照。

10) W. Liese, a. a. O., S. 14.

11) 第1次世界大戦期のドイツにおける在宅貧民救済額については、加来祥男「第1次世界大戦期ドイツの救済制度」(『武蔵大学総合研究所紀要』第11号, 2001年12月)におけるベルリンの事例、とくに第7表を参照。

第1表 軍人年金受給の事例

(単位：マルク)

受給者	傷病	生業不能度	年金とその内訳	
兵卒 A	右腕を失う	75%	月額 75.75	軍人年金33.75 戦時手当15.00 障害手当27.00
下士官 B	左腕を失う	65%	月額 74.50	軍人年金32.50 戦時手当15.00 障害手当27.00
兵卒 C	左手を失う	50%	月額 64.50	軍人年金22.50 戦時手当15.00 障害手当27.00
兵卒 D	リューマチで歩行困難	30%	月額 28.50	軍人年金13.50 戦時手当15.00 障害手当—
兵卒 E	失明;精神病	100%	月額114.00	軍人年金45.00 戦時手当15.00 障害手当54.00
兵卒 F	右手を失う	60%	月額 69.00	軍人年金27.00 戦時手当15.00 障害手当27.00
兵卒 G	指2本を失う	20%	月額 24.00	軍人年金 9.00 戦時手当15.00 障害手当—
兵卒 H	リューマチで歩行困難	30%	月額 28.50	軍人年金13.50 戦時手当15.00 障害手当—

註：1) 軍人年金は、生業能力が回復した場合には切り下げられる。

2) 戦時手当と障害手当は定額受給。

資料：W.Liese, *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge*, Paderborn 1916, S. 13-14; R. Deumer, *Die regulären Versorgungsmaßnahmen in der Kriegsbeschädigtenfürsorgeorganisation*, in: *Zeitschrift für das Armenwesen*, 17. Jg., Heft 1/2, Januar-Februar, 1916, S. 12.

戦時予算第84a章によって、 $33\frac{1}{3}\%$ を超える生業不能度の場合には、年総所得が5000マルク以下であってそれが戦前よりも $\frac{1}{4}$ 以上少なくなっていれば、減少額の30%が付加年金として支給されることとされたのである¹³⁾。その後プロイセンでは、16年7月29日のプロイセン陸軍省決定によって、長期に亘って収入の多くを失うことになった戦傷者に対しては付加年金が認められ得ることとなった¹⁴⁾。それでもなお、様々な方向から年金増額が要求され、18年7月からは、年金の権利をもち、生業不能度が50%をこえる戦傷者には、生業不能度に応じて年額120—432マルクの追加年金が支給されることになった。このように、戦傷者軍人に対する年金については、大戦期間中、1906年法による規定が基礎とされ、その不十分な点がその都度手直

されていったのである。

(2) 戦傷者扶助の組織と財源

(a) 戦傷者扶助組織の形成

さきにも注記したように、軍人戦傷者を社会復帰させることは、戦傷者扶助のなかでも中心的な位置を占めていた。それは、戦傷者数の増加とともに、現実的な対処として様々な形で始まった。なかでも、ドイツ身体障害者扶助連合 *die Deutsche Vereinigung für Krüppelfürsorge* の活動はとくに活発であった。連合はドイツ各地で戦傷者についての展示会を開催し、また、1915年2月8日にはベルリンで戦傷者扶助のあり方をテーマとする特別会議を開いた。これらは、

戦傷者扶助に対する人々の関心を喚起し、そうした活動を活発化するうえで大きな意味をもつ

12) ホリオンは15年後半の講演記録のなかで次のように述べている。年金は「全般的にいて、単身者の場合にはかなり高く、身体障害者の場合に27マルクの障害手当が加われば、とくにそうです。それはたいてい、労災保険による労災障害者の年金よりも高いのです。けれども、年金がもっぱら戦傷者の軍隊における位階を基準としており、以前の社会的地位、以前の収入、平均日収入、郷里の経済状況、そしてとくに家族状況を顧慮していないことは誤りです。他方で、遺族年金は家族数とともに増えますから、一家の父親が戦死して家族が遺族年金を受ければ、扶養者が廃疾者として帰還し、何らかの扶助を必要とする場合よりも、その家族の暮らし向きがずっとよくなる、といったことが往々にしてあります。付加年金を認めることによって、こうした不当を是正しなければならぬと政府が説明しているのは、喜ばしいことです。けれども、これがなされるのかどうか、また、どの範囲でなされるのかははっきりしていませんし、その限りでは、戦傷者が、戦争で負った傷病のために家族を困窮に陥れ、貧民扶助さえ要求しなければならぬ、ということがおこります」と。Dr. Horion, *Kriegsbeschädigtenfürsorge-Vortrag*, S. 11. ホリオンは1916年初めてライン州議会でも、障害手当が認められない場合に、戦傷者年金はあまりにも低いということを指摘している。Die *Kriegsbeschädigtenfürsorge im Provinziallandtag*, in: *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge in der Rheinprovinz*, Nr. 9, 16. Februar 1916, S.63-64. 他方でフランクフルトのルッペは、19年に刊行された論稿のなかで「軍人年金は、戦傷者が労働不能であったり無職であったりすれば、いずれにしても都市ではほとんどすべての場合、戦傷者とその家族の生計に十分ではない。そこで、戦傷者とその家族に他の収入がなければ、現金の救済がなされねばならない。……／戦傷者自身が救済を侮辱的とは考えず、あるいは、貧民扶助の水準とは程遠いということを示すことができない限り、正当にも一般に要求されるように、救済は、貧民扶助の性格をもつべきではない。」と述べ、軍人年金の不足を補うために、軍当局による年金の引き上げや補充、救済がなされるとともに、出産扶助や家族救済が認められ、さらに、すべての扶助部が職業紹介の期間、寄付金や法の資金から戦傷者とその家族のために必要な救済を行ったことを指摘している。Dr. Luppe, *Kriegsbeschädigtenfürsorge*, in: H. Lindemann/R. Schwander /A. Südekum(Hrsg.), *Kommunales Jahrbuch*, Kriegsband 1919 (以下では Dr. Luppe, *Kriegsbeschädigtenfürsorge-Jahrbuch 1919* と略す), S. 104. こうして、軍人年金は、まずは生計費との関係で、また、遺族年金や救済制度との整合性の面で、他の扶助制度と関連をもたざるをえなかった。B. Kießling, *Zur Fürsorge für die Familie Kriegsbeschädigter*, in: *Korrespondenz für Kriegswohlfahrtspflege*, hrsg. v. der Zentralstelle für Volkswirtschaft, 2. Jg., Nr. 10, 16. November 1916, S. 159 をも参照。

たといわれている¹⁵⁾。しかし、類似の目的をもつ様々な組織がつけられながら統一的な制度を欠いていたことは、非効率や不備を残すこととなり¹⁶⁾、制度の拡充とともに整備が要請された。戦争が長期戦の様相を呈し始めるなかで¹⁷⁾、その動きは15年初めから各邦国でそれぞれに始まった¹⁸⁾。

まずバイエルンからみよう。バイエルン職業紹介所連盟 der Verband bayerischer Arbeitsnachweise の請願をうけて、1915年2月28日のバイ

13) W. Liese, a. a. O., S. 15; J. Nothaas, a. a. O., S. 16, 18, 21.

14) Saffe, *Die Aufgaben der Gemeinde in der Kriegsbeschädigtenfürsorge*, in: *Preussisches Verwaltungs-Blatt*, Jg. 38, Nr. 25, 24. März 1917, S. 358. なお、ザッフェは、一定の条件の下ではライヒ保険令に基く給付がなされたが、それはわずかであったこと、戦傷者の生活を維持するためにゲマインデが扶助を行わねばならないことがあったことをも指摘している。

15) この特別会議の様子は、F. Lange, *Fürsorge für Kriegsverstümmelte*, in: *Preussisches Verwaltungs-Blatt*, Jg. 36, Nr. 23, 6. März 1915, S. 358-361によって知ることができる。なお、Dr. Herbst, *Zur Frage der Kriegsbeschädigtenfürsorge*, S. 402; ders., *Die Fürsorge für die Kriegsbeschädigten*, S. 135; *Die Organisation der Kriegsbeschädigtenfürsorge*, in: *Korrespondenz für Kriegswohlfahrtspflege*, 1. Jg., Nr. 9, 1. Mai 1915, S. 68をも参照。

16) ヘルプストは、戦傷者扶助組織のあり方を「雑多な像」、「形態の著しい多様性」と表現しており、リーゼも「いまや広い層で戦傷者福祉に寄せられている大きな理解はきわめて喜ばしいものであるが、有効な扶助組織をつくる努力が、当初からはなされず、私的な事業がほとんど危険なほど過剰になり始めてからやっとなされたことは、極めて遺憾であるといわねばならない。あらゆる方面から、場合によっては3から4、そして、もっと多くの扶助の行動が茸のように出てきている」と述べている。Dr. Herbst, *Die Fürsorge für die Kriegsbeschädigten*, S. 114; W. Liese, a. a. O., S. 41. Dr. Horion, *Kriegsbeschädigtenfürsorge-Vortrag*, S. 6にも同趣旨の指摘がある。

17) 1914/15年の冬から戦争の長期化が予想されるようになったことについては、F.-W. Henning, a. a. O., S. 50 (F.W. ヘニング、柴田英樹訳、前掲書、38ページ)を参照。なお、G. Mai, *Das Ende des Kaiserreichs. Politik und Kriegsführung im Ersten Weltkrieg (=Deutsche Geschichte der neuesten Zeit vom 19. Jahrhundert bis zur Gegenwart)*, hrsg. von M. Broszat/W. Benz/H. Graml, in: *Verbindung mit dem Institut für Zeitgeschichte, München*), München, S. 93f.をも参照。

エルン内務省布告は、戦傷病者扶助を邦の制度として行うという原則を立てた。それによると、陸軍省との合意の下で戦傷者扶助全体を統轄するのは内務省であり、それを様々な扶助団体の代表者で構成される戦傷者扶助諮問邦委員会 *der Landesbeirat für Kriegsbeschädigtenfürsorge* が補佐することとされた。その下で、県における業務を執行したのは県知事であり、それを補佐するものとして戦傷者扶助県委員会がおかれた。この委員会はゲマインデ、軍部、邦保険庁、赤十字、種々の扶助団体、職業紹介所、雇用主、被傭者の代表者、医師などから構成され、審議権をもっていたが、その内部には小規模な作業委員会がおかれた。さらに都市や衛戍病院所在地などのレベルでは、地域行政官庁の長によっ

18) 以下で述べる戦傷者福祉事業の制度・組織全般については、*Fürsorge für Kriegsbeschädigte-RABL 1915*, S. 321-324; *Die Organisation der Kriegsbeschädigtenfürsorge*, in: *Korrespondenz für Kriegswohlfahrtspflege*, Nr. 9, 1. Mai 1915, S. 68-71; Dr. Cl. Heiß, *Die Organisation der Kriegsinvalidenfürsorge*, in: *Concordia. Zeitschrift der Zentralstelle für Volkswohlfahrt*, 22. Jg., No. 24, 15. Dezember 1915, S. 419-427; Dr. Herbst, *Die Fürsorge für die Kriegsbeschädigten*, S. 114-132; W. Liese, a. a. O., S. 41-46; Dr. S. Kraus, *Die Organisation der Kriegsbeschädigtenfürsorge im Deutschen Reich*, in: S. Kraus (Hrsg.), a. a. O., S. 5-11; Dr. Luppe, *Kriegsbeschädigtenfürsorge-Jahrbuch 1919*, S. 103を参照した。なお、Dr. S. Kraus, *Die Organisation der Kriegsbeschädigtenfürsorge*, S.7-10; *Übersicht über die Organisationen der Kriegsbeschädigtenfürsorge im Deutschen Reiche*, in: *Fürsorge für Kriegsteilnehmer. Zentralorgan für das gesamte Kriegsbeteiligten-Fürsorge u. Wohlfahrtswesen*, 1. Jg., Nr. 4, 25. Oktober 1915, S. 52-53; *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich* hrsg. v. der Zentrale für private Fürsorge in Berlin, Berlin 1917, S. 177-181 には、36から39にのぼるドイツ全国での組織名(数字の違いは調査時点によるものと思われる)が表にまとめられている。この他に、ヴェストファーレン州については、Saffe, *Die Aufgaben der Gemeinde*, S. 355-356, ライン州の組織については、Dr. Horion, *Die Übernahme der Fürsorge*, S. 407-408; *Bericht über die Durchführung der Kriegsbeschädigtenfürsorge in der Rheinprovinz*, in: *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge in der Rheinprovinz*, Nr. 8, 25. Januar 1916, S. 47-49をも参照した。

て設置された地域委員会 *ein Ortausschuß* が戦傷者扶助にあたることとされた。この委員会の内部にも作業委員会がおかれた。

これに対してヴュルテムベルクでは、内務省の提案によって1915年3月20日にヴュルテムベルク戦傷者扶助邦委員会 *der Württembergische Landesausschuß für Kriegsbeschädigtenfürsorge* が設置された。内相を長とするこの組織は、邦と自発的な扶助活動とができる限り密接に接触して協力することを旨とし、邦官庁、県、ゲマインデ、軍部、邦保険庁、経営者保険組合、赤十字、ヴュルテムベルク福祉活動本部 *die Zentralleitung für Wohlfahrtstätigkeit in Württemberg*、商工農業、雇用主、被傭者の代表者、医師から構成され、管理、職業指導、職業訓練、職業紹介、啓発・宣伝の5部門に分かれていた。この下に、県には地方委員会 *ein Bezirksausschuß* が、さらにその下位では、規模の大きなゲマインデには地域委員会が、小規模なゲマインデには委員 *ein Vertrauensmann* がおかれた。バーデンでは、内務省と第14軍団衛生部の同意のもとで、バーデン邦赤十字協会とバーデン再起可能障害者扶助協会 *der badische Fürsorgeverein für bildungsfähige Krüppel* がバーデン戦傷者扶助邦委員会 *der badische Landesausschuß für Kriegsinvalidenfürsorge* を設立し、これを中心にヴュルテムベルクに類似した戦傷者扶助の組織がつけられた。

ザクセンでも、1915年4月10日に内務省、邦保険庁、赤十字、その他の扶助団体、職業紹介所の代表者が参加した協議が行われ、統一的な組織を形成することが決議された。それをうけて6月11日に設立されたのがハイマートダンク財団 *die Stiftung Heimatdank* であった。内相を長とするこの組織には、高級官吏の他に、それまで戦傷者の扶助にあたってきたドレスデン、

ライプツィヒ、ツヴィッカウの身体障害者扶助協会、郡が参加した。そして、身体障害者扶助全国委員会の地域機関が既に存在するところでは、その活動がハイマートダルクのなかに組みこまれた。

以上のような諸邦では、邦を単位として戦傷者扶助の組織が形成された。これらとは異なってプロイセンでは、1915年3月2日の下院における内相の演説、5月10日の内相・商工相・蔵相・農相・陸相共同の布告によって、州毎に戦傷者扶助が行われることとなった。その組織形態には、州自らの機関によってそれを行うケースと州の関与がより間接的になるそれとの2つの類型がみられた。前者からみよう。

1915年3月16日のライン州議会は、戦傷者扶助を州が引き受ける決議を行った。それをうけて、州庁第2部に属する活動委員会が設置され、これに邦官庁、自治体連合体、総司令部、州保険庁、赤十字、祖国婦人協会、身体障害者扶助組織、職業紹介所、商業会議所、農業会議所、手工業会議所、同業組合の各代表者が参加した。中央組織としての活動委員会は、扶助の原則・指針を作成し、広報活動を行い、種々の組織、とくに軍部と協力・連携し、地域組織の活動を補助し、そこで解決できないケースを引き受けた。というのも、戦傷者扶助にあたっては、戦傷者との個人的な繋がりや地域の事情についての知識が必要であったから、実際の作業を担当する組織としての委員会が都市と郡におかれたからである。15年6月末までには80の都市と郡で地域組織が活動を始めたといわれる。その規模や構成は様々であったが、多くの場合、官吏、工場監督官、軍部、労災保険、赤十字、職業紹介所、実業専門・補習学校、職業団体、雇用主、医師、聖職者の代表が参加した。ブランデンブ

ルク、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン、ハノーファー、オストプロイセンといった諸州でも類似の組織体制がとられた。

州の関与がより間接的で、戦傷者扶助の機関が私的な組織として設置され、その長に州知事が就くというところもあった。例えば、1914年末に既に州知事が戦傷者扶助についての方針を明らかにしていたヴェストファーレン州では、ヴェストファーレン職業紹介所連合が召集した集会において、戦傷者扶助のための作業委員会が設置された。この委員会は、州知事を長をし、軍管区指令部、軍医総長、州保険庁、ヴェストファーレン経営者保険組合連合、赤十字、祖国婦人協会、ヴェストファーレン身体障害者扶助、職業紹介所連盟、それに雇用主・被傷者代表各5人から構成された。シュレーゲエン、ポーゼン州でも自由な団体や委員会の活動を基礎とする組織がつけられた。

ベルリンでは、以下のように、独自の戦傷者扶助組織がつけられた。即ち、1915年6月10日にベルリン戦傷者扶助委員会 *der Ausschuß für die Kriegsbeschädigtenfürsorge in Berlin* が設置された。この委員会は参事会、市議会、陸軍省、近衛軍団衛生部、ベルリン保険庁、職員ライヒ保険庁、赤十字の代表者からなり、参事会委員が委員長を務めたが、この委員会の下に、戦傷者医療の問題を扱う小委員会と、職業指導や再教育についての必要事項を指示するそれとの2つの小委員会が設置された。この他に、職業紹介中央協会には戦傷者の雇用機会斡旋本部 *eine Zentralstelle für Vermittlung von Arbeitsgelegenheiten an Kriegsbeschädigte* がおかれていた。目的団体大ベルリンを構成しているゲマインデも¹⁹⁾、ベルリン市の組織を範としてそれぞれに独自の委員会を設置したが、戦傷者労働市場

の調整については、大ベルリン戦傷者労働市場調整委員会が形成された²⁰⁾。

以上でみてきたように、プロイセンでは州毎に、その他の多くの諸邦では邦毎に戦傷者扶助の機関が設置され、そうした扶助機関の下では、市や郡などを単位とする地域の下部組織がおかれた。直接の扶助にあたったのは戦傷者が入営する以前に居住した地域の組織であった²¹⁾。これらの戦傷者扶助機関は、邦国あるいは州の公的な機関である場合もあれば、私的組織に行政機関の代表が参加するという形態がとられるころもあって、そのあり方は一様ではなかった。ただ、いずれの場合にも、行政機関に加えて、軍部や社会保険の機関、赤十字、扶助団体、職業紹介機関、職業団体、雇用主・被傭者の代表者、医師や聖職者などが参画することが多かった²²⁾。

ライヒが戦傷者扶助にどうかかわるかについても種々の議論や動きがあった。1915年5月12日の帝国議会予算委員会は戦傷者扶助の本部機関を創設することを決議し、それが資料として帝国宰相に手渡されたけれども、ライヒ政府は

これに対しては消極的であった。他方、プロイセン各州や諸邦の戦傷者扶助担当者の熱意によって、15年9月16日には、福祉事業の促進と統一を目的とする戦傷者扶助ライヒ委員会 **der Reichsausschuß für Kriegsbeschädigtenfürsorge** が設立された。これは邦や州の指揮下にあるすべての戦傷者扶助組織を統合したものであった。ここでは、各邦がそれぞれ1票の投票権を有する総会の他に、北部、中部、南部ドイツからの各2人の代表者によって構成される専門委員会、立法、扶助の範囲・扶助組織相互間の管轄、費用、広報、統計、医療、職業指導・訓練、職業紹介、移住・住宅、戦傷者家族の問題をそれぞれに担当する10の特別委員会が設置され、これにはドイツ各地・各界から人材が集められて、16年には約600人がこの組織で活動しており、その活動範囲は全国に及んだ。また、ライヒ内務長官によって指名された特別委員がライヒ政府との連絡をとることとされ、プロイセン内務省によっては公法上の団体としての権利も認められた。ただし、その活動は提案、精査、助言

19) 1912年に施行されたプロイセンの目的団体法によって、ベルリンとその郊外に位置するシャーロテンブルク、シュパンダウ、シェネベルク、リクスドルフ(ノイケルン)、ヴィルマースドルフ、リヒテンベルクの諸都市とおよびテルトウ、ニーダーバルニムの2郡は共通の広域計画を策定・遂行する地域として統合された。Zwecksverbandgesetz. Vom 19. Juli 1911; Zwecksverbandgesetz für Groß-Berlin. Vom 19. Juli 1911, in: *Preußische Gesetzsammlung*, 1911, S. 115, 123-137; I. Thiel, *Verstädterung, städtische Infrastruktur und Stadtplanung. Berlin zwischen 1850 und 1914*, in: *Zeitschrift für Stadtgeschichte, Stadtsoziologie und Denkmalpflege*, Jg. 4, 1977, S. 83-84; J. Reulecke, *Geschichte der Urbanisierung in Deutschland (Neue Historische Bibliothek)*, Frankfurt a. M. 1985, S. 84.

20) Dr. Herbst, *Die Fürsorge für die Kriegsbeschädigten*, S. 122-123.

21) *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, S. 159-165.

22) 戦傷者扶助組織の形成についてザッフェは、ヴェストファーレン州の事例を念頭におきながら、「我々の国民は、その組織能力については全世界で羨ましがられている。……戦時扶助の多くの領域ではライヒが活動の先頭に立ち、ライヒ法によって規定された方法で全国で同時に統一的な努力がなされることを保証する方針を準備し、定める。……戦傷者扶助では道筋が逆である。まず基礎がおかれ、それから壁が築かれ、最後が屋根である」と述べて、地域での取り組みが先行したことを強調している。Saffe, *Die Aufgaben der Gemeinde*, S. 355. また、戦傷者扶助組織の構成についてホリオンは、「戦傷者扶助は、その課題が多面的であるために、広い階層を動員することが必要ですし、それゆえに、官庁の他に相当規模の委員会の設置を見合わせうべきではないでありましょう」と述べている。ホリオンはまた、扶助組織に多くの人々が参加することが、そうした扶助活動に対する啓蒙的な意味をもつことにも注目している。Dr. Horion, *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge-Vortrag*, S. 8

にあつて、強制力をもつものではなかつた²³⁾。

このように、戦傷者扶助組織が1915年前半に形成されていくなかで、同年7月22日には「戦時福祉事業の規制に関する布告」 *Bekanntmachung über die Regelung der Kriegswohlfahrtspflege. Vom 22. Juli 1915* が出された。その第1条は、「戦時福祉を目的とする公開の集会、公開の話し合いないし教化、あるいは物品の公開販売を行おうとする者は、それが行われる邦国中央官庁の許可を必要とする。邦国中央官庁はこの権限を他の部署に委譲することができる」と規定し、戦時福祉事業の組織を整理・統合する方向を打ち出した²⁴⁾。その後、17年2月15日の「戦争中の福祉事業に関する布告」 *Bekanntmachung über Wohlfahrtspflege während des Krieges. Vom 15. Februar 1917* は、そうした規制を一段と強化した。即ち、その第1条は、「戦時福祉事業の目的、あるいはその他の愛国的ないし公益的、慈善的な目的（福祉目的）で、公開の集会、公開の話し合いや教化、物品の公開での販売を、または構成員ないし構成員による

事業の公的な宣伝を行おうとする者は、その催しが行われる各邦国に対して、所轄の官庁の許可を得なければならない」として、規制の対象を拡大した。そして、こうした活動のための資金調達は、費用が一定の額以下であること、催しや事業による収益を福祉目的に用いること、といった条件が満たされた場合に限り認められた（第3条）。また、そうした事業や事業者に対して、所轄の官庁は「事業の遂行を法律に合致させるために、あるいは、全体の福祉を損うこと、とくに力と資金の分散を防ぐために必要とされる命令を発することができる」（第4条）、とされた。さらに、「管理者は事業を占有することができる。管理者は事業に対するすべての法行為に関して権限を有する。事業に対する事業所有者およびその他の人物の権限は休止する」（第6条）として、官庁による規制の度合はきわめて強いものとなったのである²⁵⁾。

(b) 戦傷者扶助の財源

戦傷者医療に要する費用は軍部によって負担された²⁶⁾。それを別とすれば、戦傷者扶助に要する費用負担はライヒの「道義的な義務」であるというのが一般的な考えだったようである

23) Zur Gründung eines Reichsausschusses für Kriegsbeschädigtenfürsorge, in: *Fürsorge für Kriegsteilnehmer*. Jg., Nr. 4, 25. Oktober 1915, S. 51-52; H. Albrecht, Der Reichsausschuß für Kriegsbeschädigtenfürsorge, in: *Concordia. Zeitschrift der Zentralstelle für Volkswohlfahrt*, 23. Jg., No. 7, 1. September 1916, S. 273-278; Dr. Herbst, Die Fürsorge für die Kriegsbeschädigten, S. 133-134; J. Nothaas, a. a. O., S. 3-4. この戦傷者福祉ライヒ委員会の活動については、ルッペが、この委員会は「扶助の促進と統一化に大きな功績をあげた」と述べている一方、リーゼは「制度は国のものstaatlichではなく、これまでのところわずかな影響を及ぼしているにすぎないように見える。というのは、その権限が小さいからである」として、評価が分かれているが、これにはリーゼの書物の刊行が1916年であることもかかわっているのかもしれない。W. Liese, a. a. O., S. 44 ; Dr. Luppe, *Kriegsbeschädigtenfürsorge-Jahrbuch* 1919, S. 103.

24) *Bekanntmachung über die Regelung der Kriegswohlfahrtspflege. Vom 22. Juli 1915*, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1915, S. 449-450.

25) *Bekanntmachung über Wohlfahrtspflege während des Krieges. Vom 15. Februar 1917*, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1917, S. 143-147. ノートハースは、1917年命令の意義として、戦時福祉目的だけでなく福祉を目的とするすべての公的な催しには官庁の許可が必要とされるようになったこと、官庁の影響の及ぶ範囲がすべての福祉事業の全事業遂行となったこと、福祉目的で調達された資金を官庁の許可なく他の目的に用いることを禁止したこと、をあげている。J. Nothaas, a. a. O., S. 30. また、コーエンは、官庁が強制力をもつようになったことを重視している。D. Cohen, op. cit., pp. 73-74.

26) Dr. Horion, *Die Übernahme der Fürsorge*, S. 407; W. Liese, a. a. O., S. 44-45.

27)。それは、戦傷者扶助が国家の義務であるという考えからすれば分かりやすいことであった。しかし、実際にはライヒがそうした義務を果たしたのは以下のことによってであった。即ち、1915年5月6日の連邦参議院決議は、14年度2度目のライヒ追加予算2億マルクのうち戦傷者扶助のために5百万マルクを用立てることとし、それを各邦国費分担額を基準として邦に振り分けた。また、17年9月20日の連邦参議院決議によっても5百万マルクが戦傷者扶助に用立てられた²⁸⁾。しかし、これでは戦傷者扶助に要する全費用を賄うことはできなかつたから、邦国でそれぞれの取り組みがなされるとともに、社会保険機関の協力²⁹⁾や種々の寄付³⁰⁾が大きな意味をもつこととなった。

プロイセンでは、1915年3月27日、16年5月1日、18年7月2日に出された法律によって、

27) ライン州議会で戦傷者扶助の問題について議員のペーターズDr. Petersは、「我々はここでライヒの課題とかかわっており、とくに資金の問題はライヒに課せられます」と述べた。Die Kriegsbeschädigtenfürsorge im Provinziallandtag, S. 61.ペーターズはまた、「地方扶助機関の費用はすべてこうした資金(ライヒからの交付金や種々の寄付金—加来)によって引き受けられねばなりません。……費用は、州がそれに用立てられている資金によって負担しなければなりません」と述べて、戦傷者扶助を行う市や郡の負担とするべきはないという考えを明らかにした。Ebenda.

28) Dr. Herbst, Die Fürsorge für die Kriegsbeschädigten, S. 142; W. Liese, a. a. O., S. 45; J. Nothaas, a. a. O., S. 6.

29) ライヒ職員保険庁 die Reichsanstalt für Angestelltenversicherung は職業指導や職業再訓練の費用を引き受けたし、ヴェストファーレンやラインの邦保険庁も戦傷者救済のために資金を提供した。W. Liese, a. a. O., S. 44-45.

30) ライン州の場合、後に本文でも示すような寄付について、さきの州議会でホリオンは以下のように述べている。「いま、自発的な慈善活動の資金が我々に用意されることによって、戦傷者扶助の本来の目的、即ち、戦傷者を再び生業可能とすることを超えて、あれこれの救済を行う機会が与えられています」と。Die Kriegsbeschädigtenfürsorge im Provinziallandtag, S. 63.バイエルンの場合については本文で触れる。

ゲマインデとゲマインデ連合の戦時福祉事業支出補助にそれぞれ1億1000万マルク、2億マルク、3億マルクまでの額が用立てられることになり、蔵相にはそのための国債ないし国庫証券の発行権限が認められた³¹⁾。ここでの「戦時福祉事業支出」が何を意味するのかは明らかではないが、おそらくはその一部が戦傷者扶助にも当てられたものと推測される。ただ、うえでもみたように、プロイセンでは戦傷者扶助は、したがってそれに必要な資金の調達も、州単位の戦傷者扶助機関でなされた。ライン州の場合、5百万マルクのライヒ資金から50万マルクが同州に配分されることとなり、そのうちの1/3にあたる17万マルクが初年度にプロイセンから交付された。このほかに、州保険庁から10万マルクの寄付を受けたのをはじめ、赤十字の補助やバイエル社からの3万5000マルクの寄付なども受けた。したがって、ライン州が1915年度に戦傷者扶助のために用いることができた資金は少なくとも30万マルクを超えていた³²⁾。これに対して16年4月1日までの予算年度における支出額はおよそ26万マルクであり、その内訳は第2表にみられるとおりであったから、その限りでは、財源に余裕があったことになる。しかし、ライン州の場合には職業教育などのための新しい施設の建設が必要でなかったことや、戦傷者数はその後急増していったことに留意しておか

31) Gesetz über Beihilfen zur Kriegswohlfahrtsausgaben der Gemeinde und Gemeindeverbände. Vom.27. März 1915; Gesetz über weitere Beihilfen zur Kriegswohlfahrtsausgaben der Gemeinde und Gemeindeverbände. Vom 1. Mai 1916; Gesetz über weitere Beihilfen zur Kriegswohlfahrtsausgaben der Gemeinde und Gemeindeverbände. Vom.2. Juli 1918, in: *Preußische Gesetzsammlung*, 1915, S. 69-70; 1916, S. 49-50; 1918, S. 126-128.

32) Die Kriegsbeschädigtenfürsorge im Provinziallandtag, S. 61; Dr.Horion, Die Kriegsbeschädigtenfürsorge-Vortrag, S. 13-14.

ねばならない³³⁾。

バイエルンでは、戦傷者扶助の財源に関して、職業指導や職業教育の費用をライヒと邦の資金が負担することを原則とされながらも、1915年2月28日と6月20日の布告では、戦傷者扶助が公的・社会的な義務であるとして、広汎な扶助のために自発的な寄付の受け入れを排除しないこと、寄付で集められた資金は戦傷者とその家族扶助の補助として用いられることが規定された。種々の階層からの名誉職的な協力も期待された。実際には、18年中頃までにバイエルンで戦傷者扶助のために支出された額はおよそ208万マルクに達した一方、ライヒからバイエルンに交付されたのは約106万マルクであり(53万マルクが2回)、邦からは約103万マルクが前払いされた。また、戦傷者扶助のために集められた基金から、18年中頃までにバイエルンの5つの郡の機関に対して総額17万マルクが交付された³⁴⁾。

以上の他に、1918年6月にルーデンドルフ基金 *die Ludendorff-Spende* という名称の募金活動が戦傷者扶助のために開始されたことが注目される。ヒンデブルク Paul von Hindenburg, ヘルトリック Georg Friedrich Graf von Hertling (帝国宰相), シュタイン Hermann von Stein (陸相), ケムプ Johanness Kaempf (帝国議会議長), ルーデンドルフ Erich Friedrich Wilhelm Ludendorff の呼びかけによるこの募金額は、19年5月までに1億5500万—1億6000万マルクに達し、その

33) 1915年末頃にライン州の戦傷者数は1万5000人であったが、その数は16年4月までには2倍になり、除隊する戦傷者の増加とともに費用も累進的に増加することが予想されていた。Dr. Horion, *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge-Vortrag*, S. 15.

34) *Bayrische Kriegsinvalidenfürsorge*, in: *Korrespondenz für Kriegswohlfahrtspflege*, (1. Jg.,) Nr. 13, 25. September 1915, S. 111; J. Nothaas, a. a. O., S. 6-7.

第2表 1915年度ライン州戦傷者扶助支出内訳
(単位：千マルク)

支出項目	金額
一般管理費など	50
地方委員会管理費	30
新設職業訓練施設補助	40
地方委員会職業訓練施設	40
ライン職業紹介所連合	10
戦傷者職業指導・訓練・救済	90
合計	260

資料：Dr. Horion, *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge*, Berlin-Friedenau 1916, S. 14.

うちの4100万マルクが基金本部に留保された。ルーデンドルフ基金が邦の事業として行われたバイエルンでは、募金額の2/3が地域の扶助組織をとおして戦傷者の家計補助、子どもの養育、疾病治療に、その他は戦傷者扶助施設や管理のために用いられた³⁵⁾。

このようにみえてくると、戦傷者扶助に関する資金面でも、ライヒの関与は相対的に小さなものであったといえよう。

35) J. Nothaas, a. a. O., S. 7; E. Levi, *Organisation der Fürsorge für die Familie der Kriegsbeschädigten*, in: *Korrespondenz für Kriegswohlfahrtspflege*, 4. Jg., Nr. 8, 20. Oktober 1918, S. 57. 募金の呼びかけでは、以下のように記されている。「我々の戦傷者の扶養はまずはライヒの課題であり、そうでなければならない。……けれども、年金問題の寛大な法律の規定によっても、あらゆる場合に我々の愛国的で社会的な感覚にあった救済をすることは不可能である。それは、どうしてもいくらか図式的で、硬直的であるために、すべての個々の場合の必要と緊急性に答えることができないのである。厳しい困窮と絶望を避けるために素早く救済されねばならないことが数多くある。これは自発的な慈善活動によってのみ行われる。我々のために血を流し、苦しんだ人々を広い範囲で救済し、国の救済が十分ではなく、また、決して十分ではありえないようなことに取り組むことは、神聖な義務である。こうした祖国の要請に答えることがルーデンドルフ基金の目標である。ルーデンドルフ基金は、戦傷者扶助ライヒ委員会に結集している諸邦国の組織によって管理される」と。Ludendorff-Spende für Kriegsbeschädigte, in: *Soziale Praxis und Archiv für Volkswohlfahrt*, 27. Jg., Nr. 36, Juni 1918, Sp. 553-554.

(3) 職業指導・職業訓練・職業紹介

(a) 職業指導・職業訓練³⁶⁾

戦傷者扶助のなかでも、職業指導はとりわけ重要な意味をもった³⁷⁾。それは、部分的にはすでに衛戍病院に入院・治療中から、まずは戦傷者がうけた精神的な痛手やショックを癒し、職業に就く場合の年金の支給などについて説明するなど、社会復帰に向けての準備から開始された³⁸⁾。そして、これらに関しては、『戦傷・疾病兵士へ』 *An unsere verwundeten und erkrankten Krieger* (ヴェストファーレン州) や『もし仕事をして収入を得れば、戦争廃疾者は年金を失うか』 *Verliert der Kriegsinvalide seine Rente, wenn er*

36) 戦傷者に対する職業指導全般については、Saffe, *Die Aufgaben der Gemeinde*, S. 356; Dr. Horion, *Die Übernahme für Kriegsbeschädigte*, S. 406; ders., *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge-Vortrag*, S. 16-19; W. Liese, a. a. O., S. 17-27; Dr. Herbst, *Die Fürsorge für de Kriegsbeschädigten*, S. 106-107; P. Schlotter, *Berufsberatung, Arbeits- und Erwerbsfürsorge*, in: S. Kraus (Hrsg.), a. a. O., S. 49-57 に、また職業訓練については、W. Liese, a. a. O., S. 27-31; H. Back, *Lazarettbeschäftigung, Unterricht und Berufsschulung der Kriegsbeschädigten*, in: S. Kraus (Hrsg.), a. a. O., S. 72-112 によった。

37) ヘルプストは、「一般的にいつ年金は救済の一部にすぎない。実際の戦傷者救済は、戦傷者から国民全体の生産的な構成員をつくるという、それとは別のこととなろうし、そうでなければならない」と述べているし、シュロッターも、「職業指導は戦傷者救済の中心でなければならない。そして、救済活動のその他のすべての部門はその点から判断され、行われなければならない」としている。また、ルッペも、「専門的な職業指導が戦傷者扶助活動全体の核、中心を構成しなければなりません」と述べた。Dr. Herbst, *Zur Frage der Kriegsbeschädigten-Fürsorge*, S. 405; P. Schlotter, *Berufsberatung, Arbeits- und Erwerbsfürsorge*, in: S. Kraus (Hrsg.), a. a. O., S. 56; Dr. Luppe, *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge*, in: *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge. Vorträge gehalten auf der 4. Tagung des Vereins für Kommunalwirtschaft und Kommunalpolitik* (以下では Dr. Luppe, *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge-Vortrag* として引用する), S. 35.

arbeitet und verdient? (ライン州) といったパンフレットも作成された。ライン州では、職業指導員向けに『戦傷者の職業指導のための助言』 *Ratschläge für die Berufsberatung von Kriegsbeschädigten* といった手引き書が編まれたりもした。職業指導にあたっては、このように統一的で同等の基準が求められる一方、戦傷者の年齢や家族関係、技能、習慣、負傷による障害の程度、本人の希望などを考慮しながら個別的な助言がなされなければならなかったから、指導員は様々な職業生活についての包括的な専門知識を有し、戦傷者の扱いに慣れていることが必要であり、聖職者、専門学校・補習学校の教師、工業企業家、手工業親方、職業紹介所官吏、赤十字や経営者保険組合の勤務者、大規模機関の行政監督官などが適任であるとされ、合議制や職業別の指導も望ましいとされた³⁹⁾。

職業指導では、戦傷者をできるだけ以前の状態に戻すことが目標とされた⁴⁰⁾。ところが、戦傷者の多くは、精神的な打撃から楽な仕事に就きたいという希望をもっていたといわれるし⁴¹⁾、その労働能力や技能の一部が失われている場合も少なくなかった。他方では、戦傷者でも就業できる、「いわゆる障害者部署」 sogenannte

38) ライン州で戦傷者扶助の活動委員会から戦傷者に手渡された『戦傷・疾病兵士へ』 *An unsere verwundeten und erkrankten Krieger!* という手引きは、「もし、それを克服する鉄の意志があれば、不具は存在しない」、「君は再び働くことができるし、働かねばならない」、「弱気になるな。君自身を信頼しろ」、「君は一人ではない」、「君は何をすべきか」という5項目から成り立っていた。in: *Ratschläge für die Berufsberatung von Kriegsbeschädigten*, herausgegeben von Tätigkeitsausschuß für Kriegsbeschädigtenfürsorge in der Rheinprovinz, Düsseldorf 1915, S. 18-20.

39) W. Liese, a. a. O., S. 25; *Kriegsbeschädigtenfürsorge*, in: *Reichs-Arbeitsblatt*, 14. Jg., Nr. 3, 22. März 1916 (以下では、*Kriegsbeschädigtenfürsorge-RABL* 1916, II と略す), S. 233; H. F. Ziegler, a. a. O., S. 49-60.

Invalidenposten⁴²⁾の数は限られていた。また、戦時体制の下で産業構造が大きく変化するとともに、成人男子が次々に召集されて労働市場の一部では労働力不足もみられた。戦傷者の職業指導は、そうした様々な要素を考慮に入れてなされなければならなかった⁴³⁾。いくつかの事

例をみておくこととしよう。

第3表はコブレンツ戦傷者扶助委員会が活動を始めた1915年6-9月期の職業指導実績を示したものである。これによると、6・7月期には、郵便・鉄道・官吏を志望した戦傷者は118人であったが、その志望を実現できたのは32人に過ぎなかった。他方では、以前の職業に就いた戦傷者は、もともとそれを希望していたのは191人にすぎなかったのに対して、職業指導を受けた後には404人に達した。また、希望も計画ももたなかった戦傷者77人も、指導を受けて、その多くが以前の職業に就いたものと推測される。こうした実績の効果であろうか、8・9月期には郵便・鉄道・官吏志望者は激減し、以前の職業を希望する者が増加した。2つの期間をとおして戦傷者の90%近くが以前の職業に就いたことは、職業指導が強力に行われたことを物語っている。この活動実績に関して、「ここでは望ましいと思われる成果が基本的には達成されているように見える」⁴⁴⁾と評されているのも、当然であろう。ただし、ここでの「以前の

40) 戦傷者の職業指導に関してシュロッターは以下のように述べている。「職業指導の目標は、一般には、できるだけ再び、戦傷者を慣れた曾ての状況、以前の職業、そして、曾ての故郷に、被傭者の場合にはできるだけ曾ての雇用主に、戻すことにあると考えられる。」Dr. P. Schlotter, Berufsberatung, Arbeits- und Erwerbsfürsorge, in: S. Kraus(Hrsg.), a. a. O., S. 49.ライン州議会では議員のペーターが次のように述べた。「戦傷者の指導は次のことを目標としなければなりません。即ち、まずは戦傷者をその人の旧い仕事に戻すこと、もし大工業の出であれば、もとの労働者に戻すことです(そのとおり!)。あるいは、——農村の代表者として私がとりわけ関心を持っていることですが——、農村に戻すことです。長い間遠く離れた戦線にいた人たちをある別の労働環境に移し替えることはうまくいきません。そうした人たちを新しい職業に就かせようとする試みに対しては、大いに慎重でなければなりません」と。Die Kriegsbeschädigtenfürsorge im Provinziallandtag, S. 60. W. Liese, a. a. O., S. 19にも同じ趣旨の指摘がある。

41) ルッペは、戦傷者のなかで公務員希望が多かったことを指摘し、戦傷者にみられた一般的な考えを次のようなものであった、としている。「私はお国のために銃撃で骨をやられたのだ。だから、国は私を雇うべきである」と。Dr. Luppe, Die Kriegsbeschädigtenfürsorge-Vortrag, S. 26. またザッフェは、「戦傷者が、軽傷の場合であっても、例えば門衛や走り使い、郵便や鉄道の部署といった、とくに引っぱりだこの軽い仕事の割り振りを希望するというのは、残念な現象である。」と記している。Saffe, Die Aufgaben der Gemeinde, S. 357. R. Deumer, Die reguläre Versorgungsmaßnahmen in der Kriegsinvalidenfürsorgeorganisation, S. 15.をも参照。

42) ホリオンは以下のように述べている。「一定の、彼らに適した部署、即ち、完全な労働力を必要としない部署でだけ仕事ができるような数多くの重度戦傷者が残されている。……一般的な能力や四肢の使用の何らの面で不十分な人でも完全にこなすことができる部署を見つけることが問題なのである。こうした部署は「障害者部署」とよばれよう」と。Dr. Horion, Neue Wege in der Kriegsbeschädigtenfürsorge, in: Die Kriegsbeschädigtenfürsorge in der Rheinprovinz, Nr. 19, 10. November 1916, S. 165. 彼はまた、そうした部署をすべての戦傷者に世話することが不可能であることも指摘している。ders., Die Kriegsbeschädigtenfürsorge-Vortrag, S. 8.

43) 例えば、以下のような職業指導の事例が紹介されている。頭部銃創によって5マルク大の大きさで頭蓋冠を失った24歳独身で鉱山の先山であった戦傷者は、心身の骨の折れる仕事は無理と医師に診断された。生業不能度30%で、月当たり28.50マルクの軍人年金を受け取っていた彼は、鉱山での仕事はたとえ地上でのそれであっても危険すぎるとして断わり、関税局・郵便局での監督の仕事を目指したが、3週間にわたる職業指導者との話し合いによって、専門家として委員会に属していた元鉱山上級官吏の仲介で、以前に勤めていた会社で、さしあたっては車両記録係りとして雇用されることとなった。W. Liese, a. a. O., S. 22-24. なお、F. Syrup, Die Fürsorge für kriegesverletzte gewerbliche Arbeiter, in: Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, 105. Bd. (III, Folge 50. Bd.), 1915, S. 339-363 では、戦傷者に対する職業指導に際して、産業構造の変化や技術発展による熟練の解体と半熟練職種の増加といったことに留意しながら、戦傷者がスムーズに社会復帰できることの重要性が指摘されている。

44) Kriegsbeschädigtenfürsorge-RABL 1916, II, S. 232.

第3表 コブレンツ戦傷者扶助委員会の職業指導

(単位：人)

戦傷者の希望と処遇	1915年6・7月		1915年8・9月	
	指導以前	指導後	指導以前	指導後
以前の職業	191	404	326	412
新しい職業	68	18	48	26
郵便・鉄道・官吏	118	32	20	4
旧職業の再教育			7	5
希望・計画なし	77	0	54	8
指導不足			3	3
労働不能			1	1
他の委員会に送る			8	8
未定			11	11
合計	454	454	478	478

資料: Kriegsbeschädigtenfürsorge, in: Reichs-Arbeitsblatt, 14. Jg., Nr. 3, 22. März 1916, S. 232.

職業」がどの範囲で設定されているのかは明らかではないし、それを措いても、コブレンツの15年時点での実績をどこまで一般化できるのかについては、慎重でなければならない。第4表は、ライン州における戦傷者を対象とした職業指導の具体例を示したものである。ここでは、多くの場合、まずは以前の職業に就くことが模索されていたこと、しかし、傷病によってはそれが不可能であり、別の道を選ばねばならなかったことがわかる。関連分野を含めても、以前の職業に復帰したのはせいぜい半数であり、以前の職業に戻る場合でも、その多くは改めて訓練を受けることが必要であった。新たに他の分野で就業しようとする場合には、職業訓練の必要性は一層高まった。職業指導は、技能回復や新たな技能訓練と結びついていたのである。

プロイセンでは1915年3月6日に商工相からの命令によって、専門学校と営業振興機関が兵士の職業教育に利用されることとなった。専門学校の建物の一部を病院に改造したりして、病院・教室・作業場を空間的に統一した「病院学校」Lazarettsschulen や「学校病院」Schullazarette

がつくられる一方、衛戍病院にも教室や作業場が設置された。その他の邦国にも存在した同様の施設をあわせると、それはドイツ全国では相当数にのぼった⁴⁵⁾。ドイツ身体障害者扶助連合の数多くの養護施設も様々な種類の作業場を備えていた。こうした医療と職業教育の結合は有効であったといわれている。

戦傷者を対象とする職業教育は、ドイツ語や計算などの一般的な教育とより専門的なそれから成り立っていた。例えばキールの工業学校では、多様な予備知識をもつ参加者のために、商業教育としては商法、複式簿記、商業書簡、経

45) オッフェンバッハの技術学校の建物は市民の寄付金と公的な補助金によって予備衛戍病院に変わった。ニュルンベルクの子備衛戍病院には作業場が設置され、その設備は工業家や手工業団体によって調達された。そのために、要した費用は比較的少額であった。こうした施設はエトリンゲンやリヒテンフェルスにも存在した。リーゼによれば、1916年2月の時点でドイツ全国で80の衛戍病院は大規模な作業場を、80の衛戍病院は小規模な作業場をもち、そして30の衛戍病院には農作業のための設備があった。H. Back, Lazarettbeschäftigung, Unterricht und Berufsschulung der Kriegsbeschädigten, in: S. Kraus(Hrsg.), a. a. O., S. 83-88; W. Liese, a. a. O., S. 27-31. Bayrische Kriegsinvalidenfürsorge, S. 111-112にも、バイエルンの病院学校についての簡単な指摘がある。

第4表 ライン州における戦傷者の職業指導事例

戦傷者	傷病	状況・希望	指導内容
石版工	右肘関節硬直	凹版印刷技術習得	訓練所に送る, 訓練費用補填
熟練家具職人	左下腿部上部切断	以前の職業に戻る気持	故郷で親方コースの職業訓練
化粧漆喰職人	左肩・上腕部硬直	以前の職業は不可能 製図の素質と予備知識	工芸学校で製図の授業をうける
靴屋	左手屈曲拘縮	以前の職業に戻る気持	製靴作業場で親方試験の準備
施盤工	右手薬指・小指を失う, 中指硬直; 左手薬指屈曲低下	以前の職業は不可能 金属工場で監督者として活動可能	金属工場で職を得る
塗装工	左肩硬直	以前の職業には制限 製図工を希望	建築学校で3学期訓練 授業料免除, 奨学金
塗装工	右腕を失う	以前の職業は不可能 門衛ないし用務員を希望	装飾絵画業者から申し入れ そのための職業訓練
運搬夫	右肘関節硬直	鉄道業勤務を希望	父親が小養樹園を所有 庭師となるための訓練
運搬夫	膝上から脚を失う	とくに希望なし	仕立て屋としての職業訓練
印刷親方	右腕不随	印刷機操作不可能 将来計画不明	校正係になるための教育
家具職人	右手指3本を失う	手工業は不可能と考える	家具職人として復帰する実習
煉瓦工	左下腕を失う	確たる見通しなし	州知事下の障害者訓練施設に送る

資料: *Ratschläge für die Berufsberatung von Kriegsbeschädigten*, hrsg. v. Tätigkeitsausschuß für Kriegsbeschädigtenfürsorge in der Rheinprovinz, Düsseldorf 1915, S. 15-18.

済地理, 公民などの, 金属工業出身の戦傷者には計算, 幾何, 代数, 工業技術, 金属加工などの, 郵便・鉄道職員には電信・電話に関する知識向上のための授業がなされ, 身体の障害によって以前の職業に就けない戦傷者には事務作業や下級官吏用の授業がなされた。戦傷者扶助局 *das Kriegsbeschädigtenfürsorgeamt* が訓練の費用を負担し, キール大学の教授をはじめ, 教師や手工業親方, 様々な職業からなる駐屯地勤務の軍人が名誉職として授業を行った。また, デュッセルドルフでは, 自発的慈善活動本部 *die Zentralstelle für freiwillige Liebestätigkeit* 内の戦傷者のための職業指導・職業教育・職業紹介部によって戦傷者のための学校が設立された。ここでは, 一般教育の他に建設, 機械, 電機, 事務職, 商人, 指し物や組版・印刷といった分野の専門職業教育コースが設定されており, それらは一定の理論的な授業と8-10週間の実習から成り立っていた。1年間に300人の教育をすることが可能であった。さらに, 農業会議所

や農業協同組合などの農業団体, および大学をはじめとする農業教育機関も共同で, あるいは独自に, 補習のコースを設けた⁴⁶⁾。

戦傷者の職業教育を推進するという, 雇用主連盟 *die Arbeitgeberverbände* とドイツ工業保護連盟 *der Deutsche Industrieschutzverband* の決議に対応して, いくつかの企業も工場と結びついた衛戍病院を設置した。そこでは, 治療と職業訓練の意味をもつ実習とが並行して行われた。フェニックス *die Phönix AG für Bergbau und Hüttenbetrieb* が1915年に設置した衛戍病院には, 第7軍団副総司令部の指示で多くの鉄鋼労働者が移され, そうした戦傷者は, 可能になれば労

46) キールの事例については, H. Back, *Lazarettbeschäftigung, Unterricht und Berufsschulung der Kriegsbeschädigten*, in: S. Kraus(Hrsg.), a. a. O., S. 78-79 に, デュッセルドルフの事例については, *Kriegsbeschädigtenfürsorge-RABL 1916, II, S. 235-236*; Dr. Herbst, *Die Fürsorge für die Kriegsbeschädigten*, S. 130-131; H. Back, *Lazarettbeschäftigung, Unterricht und Berufsschulung der Kriegsbeschädigten*, in: S. Kraus(Hrsg.), a. a. O., S. 79-80によった。

働して賃金を得た。錠前工，電機関係の労働者，木工労働者のためには訓練作業場も設けられた。類似の企業内衛戍病院は，レムシャイトの鉄鋼会社やアーヘンのタルボット車両工場 die Waggonfabrik Talbot & Co.，グループ die Firma Fr. Krupp A. G.によっても設置された。こうした企業内衛戍病院は，戦傷者がすぐに実際の仕事に就けるといふ長所をもっていたけれども，その数は限られたものであった⁴⁷⁾。

職業教育を奨励するために，授業料は免除され，交通費などについては割引の措置が取られた。また，職員保険理事会は，新しい職業は不十分な現金救済よりも重要であるという観点から，戦傷被保険者の職業指導・職業歳教育を治療とみなして，その費用を保険で負担することとした⁴⁸⁾。

(b) 戦傷者の雇用促進・職業紹介

官公庁では，戦前に就業していた官公吏などを可能な限り再雇用することが道義的な義務とみなされた⁴⁹⁾。プロイセンでは官吏であった戦争参加者を再雇用する方針がとられたし，バーデンでは，戦傷者をできるだけ官吏に採用することが原則とされた⁵⁰⁾。そして，配達人，収税吏，森林監守，食料検査員といった下位の部署や，書記，会計係，帳簿係，病院管理人と

いった，それなりの職業教育によって遂行可能な部署は，戦傷者に適したものとされた⁵¹⁾。

ライヒ郵便庁や，プロイセンやバイエルン，ヴェルテムベルクの鉄道，内陸水運でも戦傷者の再雇用を拡大する努力がなされた。プロイセンでは，1915年3月9日の労相布告に従って，以前に鉄道業に勤務していた官吏や労働者が戦傷を受けて帰郷した場合，身体的な状態と能力によって就業可能な部署にできるだけ再雇用されることとされた。ライヒ郵便でも同様の措置がとられた。18年7月までに国有企業に雇用された戦傷者数は1万1000人にのぼった⁵²⁾。

雇用主とその団体，労働組合などの被傭者団体も戦傷者の再雇用に協力した。そのいくつかの事例をあげておこう。1915年10月には，オーバーシェーネヴァイデの蓄電池工場株式会社 die Akkumulatorenfabrik A.-G.で錠前工，鍛冶工，機械工，旋盤工といった熟練労働者の戦傷者が約30人雇用された。彼等は工場規則の下で職長によって監督されるとともに，軍の監督と規律の下にもおかれており，衛戍病院によって認められた賄い・宿舍・賃金の他に，労働意欲を刺激するために1時間あたり40プフェニヒの時間賃金が支払われ，作業能率が向上するとともに

50) Kriegsbeschädigtenfürsorge-RABL 1916, II, S. 242; Verordnung, betreffend die erweiterte Gewährung der Wiedereinstellung in den vorigen Stand an Kriegsteilnehmer. Vom 24. März 1915, in: *Preußische Gesetzsammlung*, 1915, S. 119-120.

51) J. Nothaas, a. a. O., S. 43-44.

52) Fürsorge für Kriegsbeschädigte und heimkehrende Krieger, in: *Soziale Praxis und Archiv für Volkswohlfahrt*, 24. Jg., Nr. 52, 23. September 1915, Sp. 1220; Die Fürsorge für Kriegsbeschädigte-RABL 1915, S. 324-325; W. Liese, a. a. O., S. 31-32; Verfügung des Preuß. Regierungspräsidenten des Reg.-Bezirks Potsdam als Chef der Verwaltung der Märkischen Wasserstraßen, betreffend Beschäftigung Kriegsbeschädigter im Binnenschiffahrtsbetriebe vom 9. November 1917, in: *Reichs-Arbeitsblatt*, 16. Jg., Nr. 1, 28. Januar 1918, S. 69; H. F. Ziegler, a. a. O., S. 18.

47) 企業内に設置された衛戍病院については，Kriegsbeschädigtenfürsorge-RABL 1916, II, S. 237; H. Back, Lazarettbeschäftigung, Unterricht und Berufsschulung der Kriegsbeschädigten, in: S. Kraus (Hrsg.), a. a. O., S. 88-90; J. Nothaas, a. a. O., S. 37 によった。

48) H. Back, Lazarettbeschäftigung, Unterricht und Berufsschulung der Kriegsbeschädigten, in: S. Kraus (Hrsg.), a. a. O., S. 111.

49) R. Deumer, Die reguläre Versorgungsmaßnahmen in der Kriegsinvalidenfürsorgeorganisation, S. 15; Dr. Luppe, Die Kriegsbeschädigtenfürsorge-Vortrag, S. 25.

通常の出来高賃金率が導入されることもあった。こうして得られた賃金は工場貯蓄金庫簿に払い込まれ、除隊時に手渡された⁵³⁾。ジーメンス＝シュッケルト有限会社 *die SiemensSchckertwerke G. m. b. H.*が戦傷者を多く雇用していたことは、後にみるとおりである。

1915年春にドイツ商業会議 *der deutsche Handelstag*が戦傷者を雇用するよう、全雇用主に対して呼びかけを行った後、同年3月には、76団体、225万人の被傭者をかかえるドイツ雇用主連合 *die Vereinigung der deutschen Arbeitgeberverbände*が、その構成企業は戦傷者を雇用するよう努力することを決議した⁵⁴⁾。また、ドレスデンのドイツ工業保護連盟 *der deutsche Industrieschutzverband*は戦傷者のための部署を確保し、雇用創出所を設置して、15年12月以前に3000件以上の職業紹介を行った。バイエルン工業家連盟 *der bayerische Industriellenverband*も、その構成員に可能な限り戦傷者に職を与えることを要請した。ドイツ鉄鋼業家協会 *der Verein Deutscher Eisen- und Stahlindustriellen*は戦傷者を以前の職場に引き戻すためのライン＝ヴェストファーレン鉄鋼業職業紹介所を設置した。ドイツ金属工業家連盟 *der Verband deutscher*

Metallindustrieller, 石版印刷所所有者連盟 *der Verband der Steindruckereibesitzer*, ドイツ建設業雇用主連盟 *der deutsche Arbeitgeberverband für das Baugewerbe*, ドイツ印刷業者協会 *der deutsche Buchdruckerverein*といった団体もこうした動きに歩調を合わせた。

被傭者団体も1915年初めから戦傷者扶助に取り組む、その一環として戦傷者雇用を促進する活動を行った。自由労働組合 *die freien Gewerkschaften*, とくにその中央委員会は15年8月には『戦傷者と労働組合』*Kriegsinvaliden und Gewerkschaften*を刊行して戦傷者扶助に労働組合の協力が必要であることを強調し、雇用創出のために労使と官庁との協力を訴えた。キリスト教労働組合 *die christlichen Gewerkschaften*やドイツ労働組合 *die deutschen Gewerkvereine*も戦傷者扶助に対して同様の態度をとり、この領域で3つの労働組合の提携が成立した。ドイツ労働者会議 *der deutsche Arbeiterkongreß*でも、15年から16年にかけて戦傷者扶助のための事務所が設置された。技師・技術者を対象とする既存職業紹介機関の協力を目指して14年に設立されたベルリン技術職戦時救済 *die Kriegshilfe für technische Berufsstände Berlin*は、戦傷者だけを対象とする職業紹介を行うようになった。自由職員連盟労働共同体 *die Arbeitsgemeinschaft freier Angestelltenverbände*も、戦傷者扶助の一環として職業紹介を行った。

戦傷者扶助については、労働者と雇用主の協力もみられた。労働協約締結のために成立していた労使協同体や、失業や原料不足といった困難に対処すべく形成された労使協同体がこの領域でも活動するようになったし、戦傷者扶助を目的とする労使協同体が設置されることもあったのである。その先駆けとなったのは、1915年

53) J. Nothaas, a. a. O., S. 37.

54) 以下、戦傷者の雇用を促進しようとする雇用主団体、労働組合、労使協同体の活動については、J. Nothaas, a. a. O., S. 40-42, 46-47; Die Fürsorge für Kriegsbeschädigte-RABL 1915, S.324-325; Kriegsbeschädigtenfürsorge, in: *Reichs-Arbeitsblatt*, 14. Jg., Nr. 1, 27. Januar 1916 (以下では Kriegsbeschädigtenfürsorge-RABL 1916 I と略す), S. 60-66; Die Beschäftigung von verwundeten oder erkrankten Soldaten, in: *Soziale Praxis und Archiv für Volkswohlfahrt*, 25. Jg., Nr. 27, 6. April 1916, Sp. 626; P. Wölbling, Die Arbeitsgemeinschaften der Arbeitgeber und Arbeiter für Zweck der Kriegsfürsorge, in: *Korrespondenz für Kriegswohlfahrtspflege*, 2. Jg., Nr. 7, 31. Juli 1916, S. 110-111; ders., Die Arbeitsgemeinschaften der Arbeitgeber und Arbeiter für Zweck der Kriegsfürsorge, in: *Concordia*, 23. Jg., No. 15, 1. August 1916, S. 249-251; W. Liese, a. a. O., S. 31-35を参照した。

4月に大ベルリン金属工業戦時委員会 *der Kriegsausschuß für die Metallbetriebe Groß-Berlins*⁵⁵⁾ が、召集前に大ベルリン所在の金属企業に雇用されていた戦傷者の再雇用問題と取り組んだことであった。印刷業の労働協約協同体は——そうしたものとしては最も古く最も強力なものであったが——、同年7月に構成員に対して戦傷者の雇用を呼びかけた。ドイツ木工業労使協同体 *die Arbeitsgemeinschaft für das deutsche Holzgewerbe* は、同年10月12日に、(1)戦傷木工労働者は召集される以前の経営における雇用の請求権をもつ、(2)労働者と同じく雇用主も、一般の労働者と同様の仕事ができるように、戦傷者をできるだけ支援する、(3)戦傷者の熟練職種での雇用が不可能な場合には他の適当な職に就けるよう手を尽くす、という原則を立てた。室内装飾業、舗石業、塗装業でも同様の動きがみられた。また、オッフエンバッハと大ベルリンの皮革製造業や、醸造業、ブレーメンの運輸・商・交通業、ベルリンの交通業などでも戦傷者扶助を目的とする労使協同体が結成された。これらの労使協同体は戦傷者の職業教育をも行った。

また、軍部は、生産拡大の必要もあって、多くの戦傷者を雇用した。1915年8月6日のバイエルン陸軍省布告は、平時体制のすべての部署に戦傷者の雇用を優先することを義務づけた。

55) 大ベルリン金属工業戦時委員会は、労働者の移動をチェックする目的で1915年2月に成立した。ここでは労使双方の代表各3人と軍代表とが毎週1回会合を開いて、労働者の転職希望を検討した。山田高生氏は、これを「ドイツではじめて公的に認められた雇主団体と労働組合との超経営的参加機関」であるとして、ここにみられる「新しい労使関係の方向」を高く評価している。三宅立「第1次世界大戦とドイツ」、岩波講座『世界歴史』24〈現代1第1次世界大戦〉、1970年、112ページ；山田高生『ドイツ社会政策史研究』、千倉書房、1997年、408-409ページ。

プロイセンでは、陸軍省布告によって、生業能力を50%以上失った戦傷者が陸軍に雇用された。また、17年11月15日のベルリン戦時庁の決定によれば、農業労働者や熟練労働者で生業能力を50%以上失った戦傷者が国内の軍事工場で職をみつけることができない場合、そうした戦傷者は占領地域の祖国勤務義務者が占めるべき部署に募集されうることとされた。戦傷者雇用の現実には、以下のような事実を示されている。15年秋にカッセルとコブレンツの戦時被服庁 *die Kriegsbekleidungsämter* で仕立て屋、靴職人、皮革職人として戦傷者が職業教育され、雇用された。ハノーファー所在の第10軍団被服庁、キールとヴィルヘルムスハーフェンの帝国造船所、シュパンダウの軍需工場においても戦傷者が雇用された。19年春の時点で軍の工場がかかえていた6万2000人近くの労働者のうち、8000人が戦傷者であった⁵⁶⁾。

このように、戦傷者の雇用を創出・拡大しようとする試みが様々になされた。しかし、戦傷者が増加するなかでは、そうした個別的な対処に限界があったことも容易に推測できよう。ところが、戦傷者扶助機関は労働市場の状態を見渡すことができなかつたし、そこでは職業紹介の機能も欠けていたから、戦傷者に適当な職場を用意してその社会復帰をすすめるためには、戦時体制のなかで拡充され、集中化された職業紹介所の協力が必要とされた⁵⁷⁾。それは多様な形態をとったが、その1つのあり方は、公的な職業紹介所が戦傷者のための職業紹介を行うことであり、バイエルンやプロイセンのオストプロイセン州、ハノーファー州、ライン州、ヘッセン＝ナッサウ州、リューベックなどでそ

56) *Kriegsbeschädigtenfürsorge-RABL 1916*, II, S. 241; J. Nothaas, a. a. O., S. 43.

うした方式が採用された。バーデンやシュレージエン州でみられた、いま1つのあり方は、職業紹介所の協力の下で戦傷者扶助機関が戦傷者のための職業紹介を行うという方式であった。これらの他に、ザクセンではドイツ工業保護連盟が戦傷者の職業紹介を行った。

軍部も職業紹介を行った。プロイセン陸軍省は週報『雇用情報』、『Anstellungs-Nachrichten』を発行し、そこに戦傷者のために求人リストを掲載した。バイエルンの陸軍省も同様の職業紹介を行った。第10軍団総司令部は1916年の初めに、軍人としては活動できないが駐屯地勤務や一般の労働はできる兵士が職に就くかその見通しを得て除隊できるように、雇用主や商業・手工業・農業会議所と連携して職業紹介を行うこと

57) ドイツでは19世紀末から種々の職業紹介所が開設されたが、1910年には職業紹介法 *Stellenvermittlungsgesetz. Vom 2. Juni 1910* が制定されて、制度を整備しようとする動きが始まっていた。開戦直後の大量失業の発生、その後の戦時経済の進行はそうした動きを加速化したが、それについての立ち入った考察は別稿に譲りたい。ここでは、ごく基本的な動きだけを書き留めておく。14年8月5日には全国職業紹介中央事務局 *Reichszentrale der Arbeitsnachweise* が創設された。16年6月14日には「職業紹介に関する布告」 *Bekanntmachung über Arbeitsnachweise. Vom 14. Juni 1916* が発表され、さらに16年11月14日には、陸軍によって職業紹介機能の強化が求められ、職業紹介中央情報交換所 *die Zentralauskunftsstelle der Arbeitsnachweisen* が創設された。W. Lins, Art. Arbeitsmarkt und Arbeitsnachweis, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 4. gänzlich umgearbeitete Aufl., 1. Bd., Jena 1923, S. 831-834; 川崎巳三郎「大戦中の労働市場」, 協調会編『戦時社会政策(ドイツ編)』<社会政策研究資料第3輯>, 協調会, 1940年, 75-79ページ; 福沢直樹「ドイツにおける失業給付制度の展開と福祉国家の形成」(『土地制度史学』第144号, 1994年), 3-4ページ; N. Fukuzawa, *Staatliche Arbeitslosenunterstützung in der Weimarer Republik und die Entstehung der Arbeitslosenversicherung (=Europäische Hochschulschriften Reihe V Volks- und Betriebswirtschaft, Bd. 1613)*, Frankfurt a. M./Berlin/New York/Paris/Wien 1995, S. 42-50. なお、戦傷者を対象とする職業紹介については、*Die Fürsorge für Kriegsbeschädigte-RABL 1915*, S. 325-326; J. Nothaas, a. a. O., S. 40-41によった。

を決定し、除隊署 *Entlassungsstellen* を設置した。16年の春から夏にかけては副総司令部に職業紹介本部がおかれ、その紹介活動は、職業上の知識や能力からして戦争経済に有用なすべての人物に及んだ。また、衛戍病院入院中の戦傷者に職業を紹介するという、いわゆる戦傷者職業紹介も16年初めからベルリンとケルンで行われた。同年10月にはバイエルンがそれに倣い、翌17年1月には第1バイエルン軍団衛生部了解の下でミュンヘン市労働局にそうした職業紹介所が設立された。軍の委託を受けて衛戍病院入院中の戦傷者の調査を行い、可能であれば市労働局の仲介で個々の経営に割り当てられたのである⁵⁸⁾。

軍部による職業紹介が16年に入って積極化したのは、それが単なる戦傷者扶助ではなく、労働力不足への対応という側面を強くもっていたことを窺わせる⁵⁹⁾。そして、17年1月には「祖国補助勤務法」 *Gesetz über den vaterländischen Hilfsdienst. Vom 5. Dezember 1916*⁶⁰⁾ が施行された。これは満17歳から60歳までのドイツ人男子に、戦遂行に必要な「祖国補助勤務」に服すべき義務を課した。その下では、除隊した戦傷者も可能な限り戦争経済に動員すべく、公的な戦傷者扶助機関の地域委員会は、労働能力を有

58) *Kriegsbeschädigtenfürsorge-RABL 1916*, II, S. 239; J. Nothaas, a. a. O., S. 42.

59) 北フランスを戦場とする1916年2月から9カ月に及ぶヴェルダンへの戦闘、同年7月からのソンムの戦闘は、消耗戦、物量戦としての第1次世界大戦を象徴的に示すものであった。ドイツでは8月29日にはファルケンハイン *Erich von Falkenhayn* に代わってヒンデンブルクが参謀総長になり、彼と参謀次長となったルーデンドルフが第3次最高司令部を構成した。そして、膨大な軍備補充計画であるヒンデンブルク綱領が策定された。三宅立, 前掲稿, 133-134ページ; 木村靖二「第1次世界大戦下のドイツ」, 成瀬治/山田欣吾/木村靖二編『ドイツ史』3, <世界歴史大系>, 山川出版社, 1997年, 98-101ページ。

しながら職を得ていなかったり、その能力にふさわしい戦争経済的な職に従事していない戦傷者については、人物や生業損傷状況、作業可能性を召集委員会 *der Einberufungsausschuß* に知らせねばならなかった。

戦争前半期には大きな困難がなかったとされる戦傷者の社会復帰も⁶¹⁾、1917年に入ると、とくに重戦傷者の場合には、期待されたような成果を生まなくなったという。それには、相対的に低賃金の女性労働力が動員されるようになり、戦傷者とそれとの競争関係が生じたこと、戦傷者数が増加し、それに対して、供給できる部署はますます限られるようになったこと、そして、長期の病院生活のなかで多くの戦傷者が労働意欲を喪失したこと、などが作用していた⁶²⁾。

(4) 戦傷者の就業状況

第5表は、1916年12月時点での職業別人口調査の結果をまとめたものである⁶³⁾。これによると、就業人口の合計は、外国人をも含めて2400万人足らずであり、戦傷者はそのうち約26万人で、全体の1%強を占めていた。戦傷者の

就業を部門別にみると、1万人以上の戦傷者が就業していたのは、農業、鉱山業、金属加工業、機械器具工業、化学工業、食料・嗜好品業、建築業、商業、交通業、公務・自由業であった。これらの多くは、戦時重要産業として成人男子の不足が目立った部門や生業能力に限界がある戦傷者でも就業可能な部門、戦傷者の雇用に重点をおいた部門であり、戦傷者を対象とする職業指導や教育、紹介がそれなりの意味をもっていたことを窺わせる。ただ、それでも、全体に占める無職者の割合は戦傷者では12.5%と、男子の場合の3.6%、女子の場合の5.4%よりも遥かに高い数字となっていた。戦傷者の社会復帰にはやはり困難が伴ったことも推測される。

戦傷者を対象とした職業紹介については、バイエルンの数字が得られる⁶⁴⁾。第6表によれば、バイエルンの職業紹介所に記録された戦傷者の求職者数は、1916年の5100人弱から18年の7600人強へ、そのうちの就職者数も同期間に3600人強から6300人弱へと増加し、従って、求職者数に対する就職者数の比率は16年の71%から17年の78%、18年の82%へと段階的に上昇した。その限りでは、戦傷者が職を得るについて職業紹介が果たした役割は大きくなっていったといえることができる。ただし、ここでは以下の点にも留意しておかねばならない。その1つは、戦傷者が以前に就いていた部門や職業によって就職率に大きな相違がみられたことである。即ち、求職者数に対する就職者数の比を部門・職業別

60) Gesetz über den vaterländischen Hilfsdienst. Vom 5. Dezember 1916, in: *Reichs-Gesetzblatt*, 1916, S. 1333-1339. 祖国補助勤務法については、さしあたり、川崎巳三郎、前掲論文、82-85ページ；山田高生、前掲書、457-481ページなどを参照。

61) ヴィースバーデン県の委員会は戦傷者の75%を職に就かせ、その他の15%も他の方法で職を見つけ、それもほとんどは以前と同じ職業に雇用された、という。ニュルンベルクやニーダーザクセン、ライン州についても同様の報告がなされているが、これについてシュロッターは「深刻な労働者不足という現下の状況が職業紹介を著しく容易にしている」ことを指摘している。Bericht über die Durchführung der Kriegsbeschädigtenfürsorge in der Rheinprovinz, in: *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge in der Rheinprovinz*, Nr. 8, 25. Januar 1916, S. 50; P. Schlotter, Berufsberatung, Arbeits- und Erwerbsfürsorge, in: S. Kraus(Hrsg.), a. a. O., S. 66.

62) J. Nothaas, a. a. O., S. 50-51.

63) 1916年12月の職業別人口統計の分析は、川崎巳三郎、前掲論文、101-108ページにみられる。

64) バイエルンではミュンヘン、シュタウビンク、カイザースラウテルン、レーゲンスブルク、ニュルンベルク、ヴェルツブルク、アウグスブルクに職業紹介所があり、第5表はそれらの数字を集計したものである。Statistisches Jahrbuch für den Freistaat Bayern, 15. Jg., 1921, S. 374.

第5表 1916年12月1日におけるドイツの職業別就業人口 (単位:人)

職業	男子	女子	戦傷者	外国人	浮虜
農業・牧畜	2,384,258	3,041,623	41,105	138,793	668,051
林業・漁業	80,151	8,517	1,748	1,120	17,007
鉱山業	708,158	79,927	17,720	67,398	183,604
窯業	152,354	49,433	4,487	11,641	21,954
金属加工業	715,389	154,677	14,928	18,152	12,813
機械器具工業	803,851	222,486	21,140	23,158	24,468
化学工業	309,150	271,650	10,033	10,945	17,158
林業副産物・油脂工業	46,659	16,119	1,569	1,955	5,152
繊維工業	148,977	322,602	2,391	8,184	1,134
製紙業	71,296	71,606	1,517	2,935	2,325
皮革工業	90,613	29,974	2,202	2,870	1,074
木工業	305,242	59,972	7,042	7,769	9,138
食料・嗜好品業	463,147	330,253	10,242	12,206	25,375
衣服業	307,395	670,271	4,601	12,669	2,396
洗濯業	55,390	93,023	1,518	1,676	390
建築業	554,653	34,346	13,409	25,158	26,589
複製業	87,330	36,967	2,658	2,651	351
工芸	14,662	3,452	468	1,135	64
その他工業	53,536	41,804	798	2,670	4,943
商業	602,851	597,968	15,457	23,758	2,345
保険業	36,246	18,885	1,315	569	13
交通業	812,207	160,577	20,720	7,814	3,633
旅館・飲食業	121,910	223,413	2,720	4,079	569
家事奉公人	148,803	1,379,469	3,044	5,454	2,989
公務・自由業	3,488,236	412,293	26,411	14,418	279,398
無職	463,781	472,997	32,864	19,686	300,534
合計	13,026,245	8,804,304	262,107	428,863	1,334,069

註：1) 男子は14-60歳，女子は14-47歳。

2) 「外国人」，「浮虜」は男子。

資料：Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1919, S. 32-37.

にみると、農業従事者の場合にはそれは、16年には75%、17年には82%で他を上回っていたのに、18年には55%にまで急落した。これとは逆に、自由業のそれは55%から68%、85%へ、熟練労働者では69%から78%、91%へと大きく上昇した。商人の場合にはこの比率は67%から71%、74%へとやや低位にあつて小幅の上昇を示し、不熟練労働者のそれは78%、80%、82%高水準で緩やかに上昇した。第2に、16年には、就職者のうちの57%が以前の部門・職業で就職したのに、17年にはその割合は48%にまで低下し、新しい部門や職業に就職した者の就職者数に対する割合は43%から52%にまで上昇して、

両者の位置関係は逆転した。部門ないし職業別にみれば、熟練労働者の場合には16年から既に新しい職業に就いた者が過半を占め、自由業従事者では新しい職業についた者の割合は16年の47%から17年には60%へと急上昇した。それとは対照的に、農業従事者の場合には16年には就職者のうちの71%が農業に就いており、17年も65%がそうであった。商人の場合にも商業に就いた者が就職者の過半を占めていた。つまり、新しい職業に適応できる能力や技能を有している場合には、それが求職者数に対する就職者数の比率を押し上げていたと考えられる。いま1つの留意点は、就職者数が相対的に増加したと

第6表 バイエルンの戦傷者職業紹介

(単位：人)

年	求・就職者数	農 業	熟練労働者	商 人	自由業	不熟練労働者	合 計
1916年	求 職 者 数	515	2,038	426	315	1,804	5,098
	就 職 者 数	386	1,377	285	174	1,414	3,636
	以前の職業	274	661	187	92	842	2,056
	新しい職業	112	716	98	82	572	1,580
1917年	求 職 者 数	692	2,560	475	391	1,975	6,093
	就 職 者 数	565	1,983	337	265	1,587	4,737
	以前の職業	367	839	180	105	772	2,263
	新しい職業	198	1,144	157	160	815	2,474
1918年	求 職 者 数	929	3,296	600	547	2,262	7,634
	就 職 者 数	514	2,985	445	464	1,846	6,254
	以前の職業						
	新しい職業						

註：職業欄は、戦傷者が以前に就いていた職業を示す。

資料：Statistisches Jahrbuch für den Freistaat Bayern, 15. Jg., 1921, S. 374.

はいえ、18年に求職者のうちの20%弱にあたる1400人弱は職を得ていなかったことである。

戦傷者のより立ち入った就職動向は、ライン州レネップ郡について明らかにされている(第7表)⁶⁵⁾。ここで目をひくのは以下の諸点である。(1)1918年8月までの同郡における戦傷者総数1010人のうち、軍への召集以前には525人が鉱工業・建設業、184人が商業、138人が手工業、92人が農業に従事しており、その大部分は被傭者であった。(2)戦傷者の95%をこえる967人が職に就き、残る43人が労働不能、死亡、再召集によって職に就いていなかった。「戦時期における労働力不足が、何らの意味で使える労働力をいかに引き寄せたのか」がわかる。(3)再就職した戦傷者のうちの698人が以前の職業に復帰したが、これには、新たな雇用主に採用されたり、同じ職業でも特殊分野で仕事をすると、といったケースも少なからず含まれていた。

65) H. F. Ziegler, a. a. O., S. 78f.による。「」はそれからの引用である。なお、ツィーグラは、レネップ郡の特徴として、数多くの鉄工業や繊維工業の企業とならんで多くの農業経営も存在していることをあげ、それによって職業扶助を考察する場合の一面性を排除できる、としている。Ebenda, S. 78.

(4)これに対して、戦傷者総数の $\frac{1}{4}$ をこえる269人が転職した。ここでは、手工業や商業で他の職業への転出が、他方、官吏や「その他」では転入が目立った。官吏の多くはリュトリングハウゼンにあった大規模な監獄の監視人であり、官吏を含めて国公営企業で職に就いた戦傷者は156人にのぼったという。また、戦傷者では楽な仕事を求める傾向があり、「生業能力を20-30%しか失っていない戦傷者が門衛の職に就いているといったことが往々にしてみられる」と指摘されている。「その他」の多くはそうした「軽いポスト」leichte Postenに就いていたのである。

雇用された戦傷者の就業状況を判断する手がかりとなる賃金の水準と動向を、ジューメンス＝シュッケルト社ベルリン工場の場合について示したのが第8表である⁶⁶⁾。これによると、戦傷者の平均時間賃金額は、それぞれの職種で一般の労働者のそれよりも低い水準から出発したことがわかる。傷病によって技能水準が劣っていたと考えることができよう。しかし、勤続と

66) 以下については、H. F. Ziegler, a. a. O., S. 132f.による。

第7表 ライン州レネップ郡戦傷者の就職動向 (1918年8月まで)

(単位：人)

動 向	農 業	鉱工建設業	手工業	商 業	頭脳労働者	官 吏	その他	合 計
召 集 以 前	92	525	138	184	11	51	9	1,010
他 へ の 転 職	1	166	39	42	1	6	2	269
就 職 せ ず	3	11	14	14	0	0	1	43
旧職業にとどまる	76	348	85	128	10	45	6	698
他からの転職	13	165	4	29	1	28	29	269
現 状	89	513	89	157	11	73	35	967

註：1) 「旧職業にとどまる」のうち、旧職業の旧職場に復帰したのは443人、新たな雇用主の下で旧職業に就いたのが185人、旧職業の特殊な分野に就いたのが70人であった。

2) 転職者のうち60人は旧職業と類似の職業に、209人は新たな職業に就いた。

3) 就職しなかった43人の内訳は、死亡11人、労働不能20人、再召集12人である。

資料：H. F. Ziegler, *Die Leistungen kriegsverletzter Industriearbeiter und Vorschläge zur Kriegsbeschädigtenfürsorge*, Düsseldorf 1919, S. 87, 102.

ともに賃金額は上昇しており、日々の仕事のなかで戦傷者が職務に習熟していったことが窺われる。もっとも、それも職種によって差があり、型押し（押し抜き）に携わった労働者の場合には、一般の女子労働者よりも高額の賃金を得るようになったのに対して、指し物や金属プレスでは、一般の労働者と戦傷者の間には大きな賃金格差が存在し続けた。熟練を要する作業では戦傷者が一般の労働者と同等の仕事をするのは難しかったことがわかる。ただし、この表のなかでその賃金額が最低であった30歳の型押し（押し抜き）労働者の場合でも、ここで示されている雇用期間全体の平均時間賃金を76フフェニヒ、1週間の労働時間を49 $\frac{1}{2}$ 時間として計算すれば——それが当該工場では一般的であった——、週賃金収入は37.62マルクになる。それに年金額15.92マルク（軍人年金、戦時手当、不具手当の月額はそれぞれ40.50、15.00、27.00マルクであり、その1週間分）を加えた合計額は56.66マルクとなり、戦時期の物価上昇を見込んだとしても、これによって、この戦傷者が生計を維持していくことは可能であったと推測される。

しかし、戦傷者のすべて、ことに重度戦傷者がそうした経済状況にあったわけではなかった。1917年5月までにライン州における戦傷者総数

はおよそ5万人にのぼったが、その約10%にあたる5031人は、地域委員会のレベルではその処遇が決定できず、州の戦傷者扶助機関本部である活動委員会に送られた「重度戦傷者」*Schwerkriegsbeschädigte*であった⁶⁷⁾。そのうちで動向が確認された4930人について、内訳を示したのが第9表である。(1)これをまず傷病別でみると、腕部や脚部の損傷が最も多く、その合計3217人は重度戦傷者全体の65%を占めた。これにつづいて、肺病、神経・精神病、その他内科の合計が842人（17%）であり、脳損傷は362人（7%）、失明は190人（4%弱）であった。(2)重度戦傷者全体の約60%を占める2929人が既に職に就いていた。そのうち職業訓練をうけなかった者が1941人、訓練を受けて職を得た者が988人で、両者の比率は2：1であった。但し、調査時点で職業訓練中の者が773人であり、これと職業訓練を受けて就職した者との合計1761人となる。戦傷者にとって職業訓練はそれなりに大きな意味をもっていたといえよう。(3)戦傷者の就職率は傷病の種類によっても大きく異なっていた。腕部や脚部の損傷者の60%

67) *Das Berufschicksal von 5000 Schwerkriegsbeschädigten der Rheinprovinz*, in: *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge in der Rheinprovinz*, Nr. 28, 18. August 1917, S. 250.

第8表 ジーメンス=シュッケルト社ベルリン工場における戦傷者の就業と賃金

(単位：プフェニヒ/時間)

部門(作業)	型押し(押し抜き)			指し物		梱包・発送(輸送)		金属プレス		機械作業場(研削)	
戦傷者・年齢 傷病 以前の職業	女子労働者	戦傷者37歳 右下腕喪失 労働者	戦傷者30歳 右腕喪失 労働者	指し物職人	戦傷者30歳 左下腕喪失 指し物職人	輸送労働者	戦傷者41歳 左手指3本喪失・奇形 労働者	男子労働者	戦傷者30歳 右手関節硬直 補助労働者	男子労働者	戦傷者21歳 左脚喪失 労働者
17年3月					77						
17年4月		54			96						
17年5月		47	42		78						
17年6月	75	48	44	147	85					122	68
17年7月	64	49	58	150	103	92	79			108	66
17年8月	72	87	54	151	115	90	83			105	75
17年9月	79	95	59	153	113	99	83			116	90
17年10月	83	92	69			99	82			122	95
17年11月	78	68	75			101	85			123	117
17年12月	78	75	72			106	90				
18年1月	81	75	73				94				
18年2月	85	73	82				93				
18年3月	81	74	86				95	252	108		
18年4月	98	68	76				96	254	126		
18年5月	85	71	74				94	266	112		
18年6月		69	76					258	114		
18年7月		66	70				100	281	153		
18年8月	86	93	86			120	100	276	164		

註：1) 「梱包・発送」部門は時間賃金，その他は出来高賃金で，収入額の平均値がとられている。

資料：H. F. Ziegler, a.a.O., Zahlentafel. I, III, IV, VI, VII.

が就職しており，とくに腕部切断者の80%近くが職を得ていたのに対して，失明者のうちで就職した者は28%にすぎなかった。肺病と神経・精神病，その他内科に疾患を抱える重度戦傷者での就職者の割合は半分以下であった。そして，(4)重度戦傷者全体では，その40%強にあたる2001人が未就職であり，約 $\frac{1}{4}$ にあたる1228人は職業訓練も受けていない無職者であった。

無職の戦傷者に関しても，ライン州については調査結果が得られる。第10表は，ライン州の43の地区委員会が1917年5月10日までに把握した無職戦傷者の状況を示したものである⁶⁸⁾。

(1)無職戦傷者の内訳を傷病別にみると，最も多いのは神経病の189人であり，それに肺病の

187人，腕部損傷の113人が続いている。精神病やその他内科もそれぞれ53人，82人であり，概して内科系傷病の比率が高い。これは，重度戦傷者を傷病別にみた場合とよく似た特徴である。

(2)労働不能者は626人で，無職戦傷者927人の68%を占めた。そのうち，一時労働不能は395人であったが，その多くは実際には常時労働不能であったという。(3)労働不能の場合に平均生業不能度が労働可能の場合よりも高くなっているのは不思議ではない。231人を数える常時労働不能者で生業不能度と平均年金額が最も高くなっているのも当然であろう。ここで目立つのは肺病や神経病，精神病が多かったことであり，州の施設の入院しているそうした患者の場合には近い将来に回復の見込みはなかったという。これに対して，一時労働不能者の平均年金額は労働可能の場合よりも相対的に低かった。

これは，一時労働不能者では肺病，神経症，精神病といった内科傷病者が相対的に多く，そう

68) この43の委員会地区の人口は395万人であり，これはライン州人口の過半を占めた。この調査を基礎とすると，州全体の失業戦傷者数は1750人となり，それは戦傷者総数の3.4%にあると推定されている。Die arbeitslosen Kriegsbeschädigten in der Rheinprovinz, in: Die Kriegsbeschädigtenfürsorge in der Rheinprovinz, Nr. 26, 5. Juni 1917, S. 232.

第9表 ライン州重度戦傷者の動向 (1917年5月まで)

(単位：人)

傷病	就職	就職		未就職	未就職		合計
		職業訓練なし	職業訓練後		職業訓練中	無職	
腕部切断	473	413	60	133	50	83	606
その他腕部	900	558	342	496	217	279	1,396
脚部切断	255	155	100	152	84	68	407
その他脚部	501	281	220	307	163	144	808
脳損傷	193	143	50	169	40	129	362
失明	54	19	35	136	57	79	190
肺病	114	83	31	126	22	104	240
神経・精神病	145	106	39	234	41	193	379
その他内科	106	76	30	117	39	78	223
その他	188	107	81	131	60	71	319
合計	2,929	1,941	988	2,001	773	1,228	4,930

資料：Das Berufsschicksal von 5000 Schwerverkriessbeschädigten der Rheinprovinz, in: *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge in der Rheinprovinz*, Nr. 28, 18. August 1917, S. 252.

第10表 ライン州の無職戦傷者 (1917年5月まで)

(単位：人；マルク/月：%)

傷病	労働可能						労働不能						合計		
	労働意思あり			労働嫌悪			一時			常時					
	戦傷者数	平均年金額	生業不能度	戦傷者数	平均年金額	生業不能度	戦傷者数	平均年金額	生業不能度	戦傷者数	平均年金額	生業不能度	戦傷者数	平均年金額	生業不能度
腕部切断	11	74.80	72.2	7	73.40	71.4	7	70.70	72.8	3	92.10	91.7	28	75.30	74.3
その他腕部	49	48.40	56.7	25	55.90	60.7	36	52.10	55.6	3	71.25	85.0	113	50.90	58.0
脚部切断	22	76.80	72.6	7	82.80	81.4	15	74.20	74.9	6	92.50	91.6	50	78.80	86.8
その他脚部	38	26.30	50.7	12	64.60	44.7	40	46.50	65.5	8	75.80	82.8	98	49.70	55.0
脳損傷	12	47.20	61.4	10	42.50	58.3	21	66.40	77.6	18	69.70	82.2	61	58.10	74.0
失明	5	98.70	98.0	1	114.00	100.0	3	114.00	100.0	7	114.00	100.0	16	108.90	99.4
肺病	26	38.20	43.6	3	28.00	40.0	99	38.60	57.3	59	46.10	71.4	187	39.60	59.6
神経病	26	44.20	57.2	16	37.10	47.6	97	44.60	61.7	50	65.80	91.1	189	49.40	67.6
精神病							10	73.30	85.3	43	85.50	96.0	53	82.00	94.2
その他内科	8	51.40	59.5	7	36.40	47.1	48	38.80	56.6	19	56.40	82.6	82	43.80	62.1
その他	12	45.70	62.8	4	42.20	60.3	19	41.60	57.4	15	78.20	88.1	50	53.60	68.1
合計	209	50.00	58.4	92	49.00	57.1	395	47.20	61.3	231	67.80	85.8	927	53.30	66.3

注：1) 「労働嫌悪」とは、地方委員会の判断によって、労働能力を有しながら何らかの理由で職に就く決心ができなかった者をいう。

2) 「生業不能度」Erwerbsunfähigkeitは、「兵士援後法」とその改正法(1906,13年)の規定を基準としたもの。

資料：Die arbeitslosen Kriegsbeschädigten in der Rheinprovinz, in: *Die Kriegsbeschädigtenfürsorge in der Rheinprovinz*, Nr. 26, 5. Juni 1917, S. 232.

した場合には障害手当を給付されなかったためであった。(4)労働可能でありながら労働意欲がないと判断されたのは92人であった。そこでは精神外傷性ノイローゼの傾向も認められた。(5)無職戦傷者全体の40%にあたる209人は、労働の能力も意思も有しながら、職を得られない状態であった。(6)無職戦傷者が受け取る平均年金額は、月あたりで26マルク(生業不能度

50%)から114マルク(生業不能度100%)までの幅があったが、40マルク台が全体の35%を占め、それに30マルク台を加えると、半数以上となった。こうした場合には、年金だけで生計を賄うことが困難なことは明らかであり、ゲマインデなどによる種々の扶助に頼らざるを得なかったものと推測される。